

臨時株主総会 招 集 ご 通 知

日時 2021年11月25日(木曜日) 午前10時30分
(受付開始：午前9時30分)

場所 住友不動産秋葉原ビル ベルサール秋葉原
東京都千代田区外神田三丁目12番8号
(当行定時株主総会会場とは異なりますので、お間違いのないようご注意ください。)

議案 新株予約権の無償割当ての件

ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染防止の観点から、ご来場の自粛もご検討ください。本株主総会の議決権行使は、書面（郵送）、インターネットまたはスマートフォンによる方法もございますので、そちらのご利用を是非ご検討ください。

(詳細は3～4頁をご参照ください。)

本株主総会にご出席される株主さまは、株主総会開催日現在の感染拡大状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

本株主総会当日は会場受付にて、サーモグラフィー検温を実施いたします。37.5℃以上の場合や咳などの症状のある株主さまのご入場をお断りさせていただく場合もございますので、予めご了承ください。

また、会場において感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

目次

臨時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5

株主総会にご出席されない場合

郵送、インターネットまたはスマートフォンにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2021年11月24日(水曜日) 午後5時まで

株主さまへのお土産はご用意しておりません。

株主各位

証券コード 8303
2021年11月2日

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号

株式会社新生銀行

代表取締役社長 **工藤 英之**

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ご来場の自粛及び書面またはインターネット等による事前の議決権行使もご検討ください。事前行使の場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権行使についてのご案内をご高覧のうえ、いずれかの方法により、2021年11月24日（水曜日）午後5時までに議決権を行ってくださいようお願い申し上げます。

敬 具



**書面（郵送）により
議決権を行使される場合**

▶ 同封の議決権行使書用紙を、切手を貼らずにご投函ください。
2021年11月24日（水曜日）午後5時到着分まで



**インターネット等により
議決権を行使される場合**

▶ 4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、
2021年11月24日（水曜日）午後5時まで
に賛否を**ご入力**ください。
【議決権行使サイトURL】 <https://www.web54.net>



**株主総会への出席により
議決権を行使される場合**

▶ 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、
会場受付にご提出ください。

● 代理人による議決権行使について

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書類のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

記

1 日 時	2021年11月25日（木曜日）午前10時30分 開会（受付開始：午前9時30分）
2 場 所	東京都千代田区外神田三丁目12番8号 住友不動産秋葉原ビル ベルサール秋葉原 (当行定時株主総会会場とは異なりますので、お間違いないようご注意ください。) *株主さまへのお土産をご用意しておりません。
3 目的事項	決議事項 議案 新株予約権の無償割当ての件

以 上

- 株主総会参考書類に記載すべき事項について、本招集ご通知を発出した日から株主総会の前日までに修正する必要がある場合は、修正後の事項を当行ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。
- 臨時株主総会にかかるご案内を右QRコードからもご覧いただくことが可能です。
<https://www.shinseibank.com/corporate/tob/index.html>



当行ウェブサイト ▶▶▶▶▶ <https://www.shinseibank.com>

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年11月24日（水曜日）
午後5時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内にしたがって、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年11月24日（水曜日）
午後5時入力完了分まで



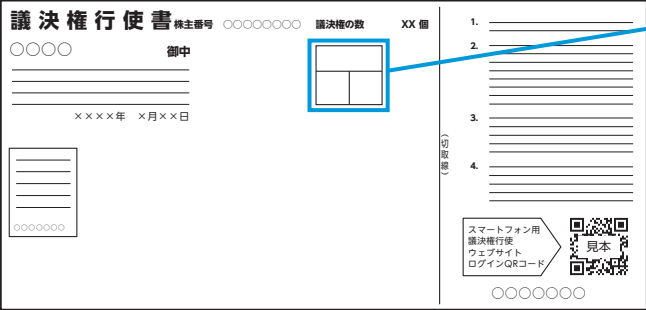
株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年11月25日（木曜日）
午前10時30分（受付開始：午前9時30分）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

初め

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

ここに議案の賛否をご記入ください。

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

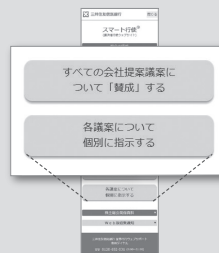
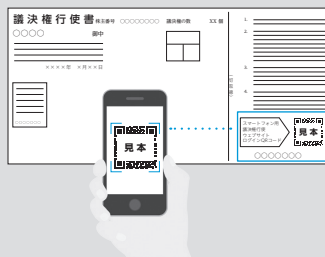
※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

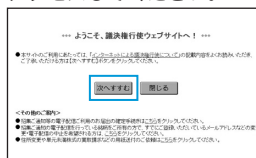
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

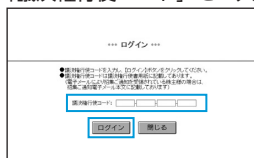
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



・「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



・「議決権行使コード」を入力
・「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



・「パスワード」を入力
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9：00～21：00)

株主総会参考書類

議案

新株予約権の無償割当ての件

1. 提案の理由

2021年9月17日付け「SBI地銀ホールディングス株式会社からの当行株式を対象とする公開買付けの開始を受けた、株主意思確認を必須前提とする買収防衛策の導入に関するお知らせ」（別紙1、2021年10月21日付け「SBI地銀ホールディングス株式会社からの当行株式を対象とする公開買付けに関する臨時株主総会の開催に関するお知らせ」により、新株予約権の行使条件が一部変更されております。変更の詳細については、当該2021年10月21日付けプレスリリースをご参照下さい。）にてお知らせいたしましたとおり、当行は、同日開催の取締役会において、SBI地銀ホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当行株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）がなされている状況下において、当行の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号、以下「本基本方針」といいます。）を決定し、さらに、本基本方針に照らして不適切な者によって当行の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)、以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議いたしました。

本プランは、公開買付者による本公開買付けの公表を受け、当行の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を妨げる事態が生じないように、本公開買付けを含む大量買付行為が当行の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかについて、株主の皆様が適切にご判断を下すための情報と熟慮のための時間を確保し、かつ、株主の皆様の総体的な意思を確認する機会を確保し、その意思を反映することを目的とするものであり、最終的には株主意思確認総会における株主の皆様ご意思に基づいてのみ対抗措置の発動が可能となる買収防衛策として設計されております。

その後、2021年10月21日付け「SBI地銀ホールディングス株式会社による当行株式に対する公開買付けに関する意見表明（反対、但し賛同のための条件を提示）のお知らせ」（別紙2）でお知らせしましたように、当行は、独立社外取締役協議会からの勧告を最大限尊重して、取締役会の全会一致で、現在の条件下での本公開買付けに反対の意見を表明し、併せて、本プランに基づく対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関して、当行の株主の皆様の総体的な意思を確認するための臨時株主総会（本プラン上の株主意思確認総会）を開催することを決議いたしました。本公開買付けに賛同するための条件や当行取締役会が賛同の意見を表明した場合の本議案の取扱いを含む、取締役会の意見の詳細については、別紙2をご参照下さい。

本議案は、本プランに基づき、下記2.に記載された内容の新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当て（以下「本新株予約権無償割当て」といいます。）を行うことについて、株主の皆様によるご承認をお願いするものです。

2. 提案の内容

本新株予約権無償割当ての具体的な内容については、別紙3（甲種新株予約権の発行要項）に記載のとおりです。

なお、本新株予約権無償割当て及びその行使期間等に係る主要なスケジュールは以下のとおりです。ただし、本新株予約権については、行使期間開始前に、別紙3第12項に基づき有償取得することを想定しております（※）。

2021年11月22日まで	本新株予約権の無償割当てに係る基準日の公告の掲載開始
2021年11月25日	本臨時株主総会
2021年11月26日	（本議案が本臨時株主総会で可決された場合） 本新株予約権の無償割当てに係る取締役会決議
2021年12月8日	本新株予約権の無償割当てに係る基準日
2021年12月15日	本新株予約権の無償割当ての効力発生日
2022年3月1日	本新株予約権の行使期間の初日
2022年9月30日	本新株予約権の行使期間の末日

（※）社債、株式等の振替に関する法律に基づく事務手続との関係で、取得予定時期は、2022年2月末頃を想定しております。有償取得の際には、①非適格者に該当する等の理由で本新株予約権の行使が制限される株主様には、乙種新株予約権を付与し、②その他の株主様には、本新株予約権1個に対し、当行普通株式0.8株を付与します。「非適格者」や「乙種新株予約権」の内容は、別紙3をご覧ください。

（注）本議案の決議要件について

本議案の決議要件は、以下の理由から、普通決議といたします。

- （i）会社法上、新株予約権の無償割当てに株主総会の特別決議を要するものとはされていないこと
- （ii）支配株主の異動をもたらす募集株式の発行等の場面において、株主総会決議が必要となる場合にも、その決議要件は普通決議とされていることから（会社法第206条の2第5項）、同様に、株式の買集めによる支配権取得においても、株主総会の普通決議によって株主の皆様の意思を問うのが合理的であること
- （iii）株主総会における賛成が過半数を超える場合に、当該過半数の意思を考慮しない実質的根拠がないこと
- （iv）本プランと同種の買収防衛策に基づく新株予約権の無償割当てについて争われた富士興産新株予約権無償割当差止仮処分申立事件において、東京地方裁判所の決定（東京地決令和3年6月23日）及び東京高等裁判所の決定（東京高決令和3年8月10日）のいずれも、買収防衛策に基づく新株予約権の株主無償割当ての審議に係る株主総会における決議要件として、特別決議が必要であるとはしていないこと

以上

(別紙 1)

SBI地銀ホールディングス株式会社からの当行株式を対象とする公開買付けの開始を受けた、株主意思確認を必須前提とする買収防衛策の導入に関するお知らせ

SBIホールディングス株式会社（以下「SBIHD」といいます。）の完全子会社であるSBI地銀ホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といい、SBIHDと総称して「SBIHDら」といいます。）は、2021年9月10日、当行株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」（注1）といいます。）を開始しましたが、同社は当行との間でなんら協議を行うことなくその準備を行っており、その諸条件について当行に情報共有がなされておらず、また、本公開買付け実施後の当行の経営方針等についても当行との議論を一切経ておりません（注2）。これらの点に鑑みると、当行は、本公開買付けは当行の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を妨げるものであるおそれが否定できないと考えております。

（注1）本公開買付けについては、公開買付者が提出した2021年9月10日付の公開買付届出書（以下「本公開買付届出書」といいます。）をご参照ください。

（注2）SBIHDが当行の議決権の約20%弱を取得した2021年3月末以降、当行は、SBIHDに対して当行の大株主としての意見を伺うべく複数回にわたり会談等を申し入れて来ました。しかし、SBIHDからは、特に伝えることは無いとの回答があったのみで、会談等の申し入れは応諾されず、SBIHDと当行経営陣との間で当行の経営のあり方等をめぐる協議は全くなされておらず、SBIHDから本公開買付けに関するご相談もいただけませんでした。そうした状況の中、本公開買付けは当行へ何らの予告も説明も協議も無く突然開始されたものがあります。

なお、本公開買付届出書においては、SBIHDは当行に対して、「継続的に資本業務提携に関する提案を行ってきましたが、地方創生に関する提携については一定の進展が見られたものの、証券業務を含む両グループのシナジーの発揮が期待できる分野に関する提携については対象者から前向きな回答を得られておらず、また、これまでの対象者の対応に鑑みて進展が得られるとは見込めない状況であった」との指摘がありますが、当行としては2019年9月にSBIHDから頂いた資本業務提携の提案に対しては、その実現可能性や、当行にとってのメリット・デメリットを約2ヶ月に亘り真摯に検討をした結果、2019年11月、複数の理由をご説明申し上げた上で謝絶し、SBIHDの代表取締役である北尾吉孝氏にもご理解いただいたと当行は考えています。これ以降、当行の個別の業務分野において、SBIHDとは案件ベースでは多種多様な取引を行っていただいているものの、SBIHDからの資本業務提携に係る提案はないとの認識です。SBIHDから、当行から「前向きな回答」を得られなかったと指摘されている「証券業務を含む両グループのシナジーの発揮が期待できる分野に関する提携」については、そもそも当行がリテール業務におけるコスト削減策として検討を開始したものであり、当行から株式会社SBI証券に対して、有力候補として打診を行ったものです。当行は、株式会社SBI証券を含む3社の主たる候補者から提案を頂戴する入札方式を採用の上、一番競争力のある提案であったマネックス証券株式会社からのご提案を採用いたしました。そのため、

SBIHDが考える「両グループのシナジーの発揮が期待できる分野に関する提携」は、当行にとっては最も競争力のある提案とは評価することができなかったため「前向きな回答」をお示しできなかっただけのことと考えています（注3）。

（注3）上記の点に限らず、本公開買付け届出書に記載されたSBIHDと当行との間の業務提携に関する協議・接触については、当行の認識と大きく異なる点が散見されます。詳細は、2021年9月16日付で公表しました「SBI地銀ホールディングス株式会社による公開買付けにかかる意見表明に向けた当行の検討状況について」の別紙（SBI地銀ホールディングスによる当行株式の公開買付けまでの経緯に関する当行の認識）をご参照ください。

さらに、次の理由から、本公開買付けには、本来であれば本公開買付けに賛同していない当行の株主が、本公開買付けへの応募による売却をせざるを得ないと考える等、株主の判断がゆがめられる可能性（強圧性）が生じるおそれもあります。すなわち、本公開買付けにおいては、株式の買付予定数に上限（58,211,300株（所有割合（注4）にして27.68%、SBIHDらの現所有分を加味した所有割合にして48.00%））が設けられており、応募株式数の合計が買付予定数の上限を超える場合には、超過した当行株式の買付けは行われません。そして、当該上限は当行の総株主の議決権の過半数に満たない数に設定されています。当行の現状の株主構成及び過去における概ね9割前後の議決権行使比率に鑑みますと、SBIHDらは当行の総株主の議決権のうち過半数を取得しなくとも、実質的に当行の経営を支配することが可能であると考えられます。加えて、SBIHDは、銀行持株会社としての認可（注5）を取得するには不適切な子会社（すなわち、銀行持株会社の子会社としては行うことが出来ない業務を行っている子会社、例えば、SBIHDのバイオ・ヘルスケア&メディカルインフォマティクス事業に属する会社や不動産仲介業務を行う会社が含まれます。）を保有しており、その提案において、銀行持株会社となることもなく、また、発行済株式の全部を取得することなく、あえて当行の議決権の過半数を取得することなく、最大で48%の所有割合に相当する当行株式の取得を求めるものです。それはすなわち、当行の総株主の議決権の過半数を取得することなく投資額を節減し、実質的に当行の経営を支配しようとする提案にほかなりません。当行は、上記のとおりSBIHDらは当行の総株主の議決権の過半数を取得せずとも実質的な経営権を取得しうる状況にあるため、銀行持株会社としての認可を取得することなく、いわば低額な投資により、残置された株主の犠牲のもとに、実質的経営権を取得することも可能な状態にあると考えています。

このような手法により当行の実質的な経営権が取得される事態は、当行の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化の観点から重大な問題をはらむものであり、残置された株主の投資は実質的にSBIHDの支配に服し、同社の利益に供されるおそれがあります。

（注4）「所有割合」とは、当行が2021年9月3日に提出した「自己株券買付状況報告書（法第24条の6第1項に基づくもの）に記載された2021年8月31日現在の当行の発行済株式総数（259,034,689株）から、当行が所有する同日現在の自己株式数（48,724,159株）を控除した株式数（210,310,530株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、別途の記載がある場合を除き、比率の計算において同様に計算しております。）をいいます。以下、同じです。

(注5) 銀行法第52条の17第1項に定める内閣総理大臣の認可を指します。本公開買付け出書によれば、銀行持株会社としての認可が必要となり得ることが、本公開買付けにおける買付予定数の上限（所有割合にして27.68%、SBIHDらの現所有分を加味した所有割合にして48.00%）が設定された一つの理由として記載されています。

さらに、当行は、上場企業として市場経済の発展に寄与すべき責務を負うと同時に、金融サービス業の中核たる銀行（預金又は定期積金の受入れと資金の貸付け等の銀行業を行う会社）として、高い公共性を有し、広く経済・社会に貢献していくという重大な責任を負っている企業であります。2021年3月下旬以降、当行は、SBIHDから大株主としての意見を伺うべく複数回にわたり会談等を申し入れて来ましたが、しかし、SBIHDからは、特に伝えることは無いとの回答があったのみで、会議等の申し入れは応諾されず、SBIHDと当行経営陣との間で当行の経営のあり方等をめぐる協議は全くなされておりました。そうした状況の中、本公開買付けは当行へ何らの予告も説明も協議も無く突然開始されたものであります。当行はフルサービスの銀行業を営むものであり、当行の事業の公共性に鑑みても、当行経営のあり方や当行を支配しうる大株主のあり方については、予め当行と買収者との間で慎重かつ十分な検討と協議がなされるべきであるところ、このように一方的に開始された本公開買付けにより支配的な株主の異動が生ずることとなれば、当行経営の継続性が失われ当行経営に深刻な混乱が生じる可能性が高く、その結果として当行事業の公共性に悪影響が及び、広く経済・社会に貢献していくという当行の重大な責任を果たすことができなくなるおそれがあり、ひいては当行の企業価値ないし株主の皆様の共同の利益が害されるおそれもあります。

かかる認識の下、SBIHDらによる本公開買付けの公表を受け、当行取締役会は、当行の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を妨げる事態が生じないよう、本公開買付けを含む大量買付行為（下記Ⅲ 2 (2)で定義されます。）が当行の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかについて、株主の皆様が適切なご判断を下すための情報と熟慮のための時間を確保するため、かかる大量買付行為は、当行取締役会の定める一定の手續に基づいてなされる必要があるとの結論に至りました。

その結果、当行取締役会は、本日開催の当行取締役会において、当行の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当行の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号。以下「本基本方針」といいます。）を決定し、さらに、本基本方針に照らして不適切な者によって当行の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、本プラン（以下に記載する、同取組みの内容をいいます。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。本プランは、既に具体化している本公開買付けを含む大量買付行為への対応を主たる目的として導入されるものであり、平時に導入されるいわゆる事前警告型買収防衛策とは異なるものです。

本プランに基づく対抗措置（注6）は、株主意思確認総会による承認が得られた場合であって、かつ、大量買付者（下記Ⅲ 3 (2)で定義されます。）が大量買付行為を撤回しない場合（本公開買付けに即して言えば、公開買付者が本公開買付けを撤回しない場合）にのみ発動されます。但し、大量買付者等（下記Ⅲ 3 (1)で定義されます。）が本プラン所定の手続を遵守せず、株主意思確認総会を開催する以前において大量買付行為を実行しようとする場合（本公開買付けに即して言えば、公開買付けの期間を延長し60営業日に延長するようにとの当行からの要請（下記Ⅲ 2 (3)①をご参照ください。）に応じず、当行の株主意思確認総会の開催前に本公開買付けを終了させる場合を含みます。）は、当行は、やむを得ず取締役会決議により新株予約権の無償株主割当てを先行して行う予定ですが、その場合であっても、当行株式を対価とする当該新株予約権の強制取得（すなわち、非適格者（下記Ⅲ 3 (1)⑤(a)で定義されます。）の保有する当行議決権の希釈化）については、株主意思確認総会による承認（注7）が得られた場合にのみ発動されます。株主意思確認総会による承認が得られなかった場合には、当行は、当該新株予約権の全部を無償で強制取得する予定であり、その場合、希釈化は生じません。詳細につきましては下記Ⅲ 2 に記載しております。

なお、本プランの導入については、当行の独立社外取締役5名全員を含む取締役の全員が賛成して決議されており、また、当該取締役会には、当行の全ての監査役である監査役3名（うち社外監査役2名）が出席し、出席した監査役はいずれも、上記決議を行うことに異議がない旨の意見を述べております。

（注6） 具体的には、(a)差別的行使条件等及び取得条項等が付された新株予約権の無償株主割当て、及び(b)それに続いて、当行株式を対価として、非適格者以外の者が保有する全ての当該新株予約権を強制取得することにより、非適格者の保有する当行の議決権を希釈化することです。

（注7） 取締役会決議により新株予約権の無償株主割当てを先行して行った場合にあっては、当行が、非適格者以外の者が保有する全ての当該新株予約権を当行株式を対価として強制取得することにより、非適格者の保有する当行の議決権を希釈化することについてご承認をいただくこととします。

なお、会社法及び金融商品取引法その他の法律、それらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等並びに当行株式等が上場されている金融商品取引所の規則等（以下「法令等」と総称します。）に改正（法令等の名称の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。以下同じとします。）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当行取締役会が別途定める場合を除き、これらの法令等の各条項を実質的に継承する当該改正後の法令等の各条項にそれぞれ読み替えられるものとします。

記

I 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行は、上場企業として市場経済の発展に寄与すべき責務を負うと同時に、金融サービス業の中核たる銀行として、高い公共性を有し、広く経済・社会に貢献していくという重大な責任を負っている企業であります。

このような社会的責任を踏まえると、当行の企業価値及び株主の皆様共同の利益を最大化していくためには、中長期的な観点から、当行の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことが最も重要であって、当行の財務及び事業の方針は、このような認識を基礎として決定される必要があります。

もとより、当行は上場会社として、特定の者による当行の経営の基本方針に重大な影響を与える買付提案があった場合、それを受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと認識しております。

しかしながら、大量買付行為が行なわれる場合、大量買付者等からの必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大量買付行為が当行の企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響を、株主の皆様に適切にご判断いただくことは困難です。また、大量買付行為の中には、当行のステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるもの、当行の株主や取締役会が買付けや買収提案の内容等について検討し、当行の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないものや、当行の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等、当行が維持・向上させてまいりました当行の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を毀損するものがあります。そして、公開買付制度の下での反対意見表明や追加情報提供請求にもかかわらず大量買付行為が強行された場合、株主の皆様に対する必要十分な情報開示や検討時間が与えられないおそれがあり、その結果、株主の皆様共同の利益を毀損し、残された少数株主を害する結果が生じてしまうおそれがあると考えられます。

かかる認識の下、当行は、①大量買付者等に株主の皆様のご判断に必要かつ十分な情報を提供させること、さらに②大量買付者等の提案が当行の企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響について当行取締役会が評価・検討した結果を、株主の皆様にご判断いただく際の参考として提供すること、場合によっては③当行取締役会が大量買付行為又は当行の経営方針等に関して大量買付者等と交渉又は協議を行なうこと、あるいは当行取締役会としての経営方針等の代替案を株主の皆様にご提示することが、当行取締役会の責務であると考えており、かかる責務を全うするためには、本プランを導入することで、大量買付者等からの十分な情報提供を確実にし、株主の皆様の総体的な意思を確認する機会を確保し、その意思が反映されることを担保する必要があるものと考えております。

当行取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大量買付者等に対しては、当行の企業価値ないし株主の皆様共同の利益が最大化されることを確保するため、大量買付行為の是非を株主

の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するように要求するほか、当行において当該提供された情報につき適時適切な情報開示を行う等、金融商品取引法、会社法その他の法令及び定款の許容する範囲内において、適切と判断される措置を講じて参ります。

Ⅱ 本基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当行の企業価値の源泉

わが国は、少子高齢化や人口減少等様々な課題を抱えております。また、金融業界においてもデジタル技術進展によるキャッシュレス化や異業種参入等の環境変化が起こり、当行を取り巻く経営環境は大きく変化しております。更に、世界規模での新型コロナウイルスの感染拡大を受け、新たな形で「日常」を取り戻そうと試行錯誤が始まっております。この世界的な危機を乗り越えた後は、世界の価値観や行動様式は、それ以前の世界には戻らない「ニューノーマル（新しい常態）」になると言われております。このような環境変化の中、最大の企業価値を発現するためには、人々の日常生活や社会活動と密接不可分である金融機能を担う者として、社会的インフラとしての責任と使命を果たすことに加え、ニューノーマルの中で人の新しい日常を作り上げる活動に貢献することが必要です。

当行は、常にこのような問題意識を念頭に企業活動を展開しており、創業以来、リテールバンキング、コンシューマーファイナンス、法人向け業務など幅広い分野での事業拡大を通じ、従来型の金融商品・サービスでは満たされていないニーズを先んじて発見し、ソリューションを提供する金融企業グループとして成長してまいりました。当行の企業価値の源泉は、それぞれの事業部門が培った金融ノウハウを基にした独創性ある金融サービスの提供にあります。

そして、これら企業価値の源泉の根幹には、創業以来蓄積してきた当行の金融サービスに対する知見、個々の従業員が有する経験・ノウハウや卓越した生産性・効率性とそれらを育む企業文化・経営方針、取引先や事業パートナーをはじめとするステークホルダーからの厚い信頼等があります。

また、企業価値向上は、社会に良いインパクトを生んだ結果であるとの観点から、金融・非金融を問わず外部パートナーと価値を共創する取り組みを行ってまいりました。当行グループは、社会と一体となり、これらの事業活動を通じ、さらなる企業価値の向上に取り組んでおります。

2. 当行の企業価値及び株主の皆様共同の利益向上に向けた取組み

(1) 当行の経営理念と経営方針

当行グループは次の経営理念を掲げて、日々の経営・業務に取り組んでいます。

- ・安定した収益力を持ち、国内外産業経済の発展に貢献し、お客さまに求められる銀行グループ
- ・経験・歴史を踏まえた上で、多様な才能・文化を評価し、新たな変化に挑戦し続ける銀行グループ

- ・透明性の高い経営を志向し、お客さま、投資家の皆様、従業員など全てのステークホルダーを大切にし、また信頼される銀行グループ

(2) 経営方針を具体化するための中期経営戦略

当行は上記の企業価値の源泉を更に強固なものとし、企業価値の向上に取り組むための施策として、2019年度に「金融リ・デザイン」をテーマとして中期経営戦略を策定いたしました。経営環境の変化を捉え、現状の延長線上での成長を目指すのではなく、当行グループが提供する金融サービスの絶え間ない見直し（リ・デザイン）による“非連続”な成長を目指すことにしています。

① 中期経営戦略の2つの基本戦略

具体的には、当行グループが有する強みである、機動性・柔軟性を有する経営基盤、高い専門性を有する金融テクノロジー、金融業務の高速化・自動化を実現する情報テクノロジーなど、高い専門性と実行力を基に、「価値共創による成長追求」と「ケイパビリティの強化・活用」を基本戦略として推進しております。

（価値共創による成長追求）

「価値共創による成長追求」とは、当行グループの強みを切り出し、自社の強みと他社のサービスを融合することで、顧客にとってより身近で、より使いやすいビジネスを生み出していくことです。この基本戦略は「他者サービスとの融合」「Finance as a Service」「顧客理解の深化」の3つの要素で構成されます。

・他者サービスとの融合

デジタル技術やデータを活用しながら、エコシステム（経済的生態系）の構築・参画を通じて、サービスの高度化やマーケットの開拓を図り、新たなお客さまとの接点を作り、拡げていく。

・Finance as a Service

新生銀行グループが有するオペレーションやファイナンスに関する機能を、お客さまにとって必要な時に必要な形で提供する。

・顧客理解の深化

外部パートナーとのデータ融合を通じて、対象とする市場やターゲットを定め、深い顧客理解に基づいて、高い付加価値を提供する。

（ケイパビリティの強化・活用）

また、「ケイパビリティの強化・活用」は企業の成長の源泉となる組織的能力の強化と活用により、価値創出、競争力、差別化の源泉となる強みを醸成していくことです。この基本戦略は「人材の多様性と柔軟な働き方」「お客様目線での組織体制」「生産性が高いオペレーション体制」「最適な資本活用」の4つの要素を重要視します。

- ・人材の多様性と柔軟な働き方
女性のあらゆるレベルでの活躍推進とシニア・若手の実力登用を行い、また異能人材の獲得・育成も進め、このような多様性を支える人事諸施策を実施する。
- ・お客様目線での組織体制
法人、個人ごとにグループワイドで事業戦略・企画を一体化することで、顧客のニーズにワンストップで対応する。グループ本社のコーポレート機能の高度化、効率化をさらに進める。
- ・生産性が高いオペレーション体制
デジタル技術の活用、働き方改革、チャネルの効率化などによる生産性改革を通して実現する。情報システム、コンプライアンス等の経営の安定性・安全性への取り組みも継続する。
- ・最適な資本活用
自己資本を適切な水準に管理しつつ、ノンオーガニック戦略を含む慎重かつ積極的な資本活用を検討し、リスクテイクに対するリターンを最大化する。

② 注力分野

個人・法人の各ビジネスと経営基盤に関連する分野から抽出し、4つの注力分野としています。

- ・小口ファイナンス（個人ビジネス）
個人及び小規模事業者を対象とした、少額かつ高頻度の与信（融資）・決済を行うビジネス。従来、マーケティング、与信判断、回収におけるデータ分析・活用や堅牢なオペレーションに関して強みを有しているが、今後「価値共創」に基づき、他者サービスとの融合やパートナーへの機能の提供に加え、デジタル技術の活用によるサービスの高度化に取り組む。
- ・機関投資家向けビジネス（法人ビジネス）
機関投資家とのネットワークや信託等のストラクチャリング力、幅広いアセットに関する知見等を活かし、再生可能エネルギー、インフラ、不動産等のリアルアセットへのオルタナティブ投資に関する多様なサービスを、幅広い機関投資家に対してワンストップで提供することを目指す。
- ・組織戦略
ビジネス面での一層のグループ融合を進めるべく、グループワイドで法人と個人の顧客ごとに事業戦略・企画機能を一体化。顧客ニーズ・課題に対してグループ一体で最適なソリューションを提供する。
- ・生産性改革
店舗チャネル・オフィススペースの効率化、デジタル技術や働き方改革による効率化によって、さらなる聖域なき経費構造改革を推進する。

③ 持続的成長に向けた取り組み

上記の2つの基本戦略の実行によって、持続的成長を果たしていくことができると考えます。持続的成長に向けた当行グループの重点課題（マテリアリティ）は次の3つに分類されます。

- ・社会・環境の課題の解決に向けた役割

従来の金融サービスでは満たされていない顧客層に対し、顧客それぞれのニーズに合わせた金融サービスを提供する。持続可能な社会資本への資金循環を促進する金融ソリューションを提供することで社会の適切な資金の流れを創出する。異業種企業とのパートナーシップによるエコシステムの構築／参画することや、デジタルやテクノロジーを活用することで、より広い社会課題を解決する。

- ・社会的責任の遂行

社会的インフラとしての基本的金融機能（預金、融資、決済など）を安定的に提供するとともに、サイバーセキュリティの確保とマネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止にも高いレベルで取り組む。また顧客利益の追求や適切な情報提供により顧客本位のサービスを提供する。

- ・役割と責任を果たし続けるための基盤

「社会課題の解決に向けた役割」と「社会的責任の遂行」を支える基盤であり、「人材」、それを生かす「組織」、生産性の高い「オペレーション」、「資本」、「専門性と実行力」、強靱な「ガバナンス機能」、を重点課題とする。

3. コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組み

当行は、企業価値の向上を実現するために、経営の効率性、健全性を向上させる体制を構築するとともに、常に公平な情報を、タイムリーに、継続的に、自発的に提供し続けることを情報開示の基本方針としており、各投資家（アナリスト・個人投資家）向けの説明会の定期開催や、IR Dayの開催、適時開示資料等の配信等、積極的なIR活動を行うことで、企業経営の透明性の向上に努めております。

当行経営の意思決定機関である取締役会は、業務執行を行う2名の取締役と、主に業務執行に対する監督を行う5名の社外取締役の計7名とすることで、経営の透明性と客観性を確保し、適切な経営の意思決定を実現しています。

社外取締役は、それぞれ、国内及び海外での金融業や、消費者を対象とした事業、経営コンサルティング、情報システム及びリスク管理分野などに関する豊富な経験と高い専門知識を有するメンバーでバランス良く構成しており、各取締役が持つ経験と専門知識を背景に、中立的かつ客観的な立場から当行の経営に対する意見を述べ、業務執行を行う業務執行取締役に対する監督・助言機能を果たしています。取締役などとの取引については、利益相反を回避し、取引の公正性を維持するためのチェックを行っており、必要に応じて取締役会で審議する体制や事後フォローの体制を整備し、実践しています。

取締役会から独立した監査役及び監査役会では、取締役会や業務執行に対する監査機能を担うことで、より牽制の効いたコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

この体制のもと、株主の皆さまやお客さまをはじめとするさまざまなステークホルダーの利益を反映した最適かつバランスがとれた経営方針を採択し、企業価値の向上を目指しています。

Ⅲ 本基本方針に照らして不適切な者によって当行の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プラン）

1. 本プランの目的

本プランは、当行の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化することを目的として、上記Ⅰ「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に沿って導入されるものです。

当行取締役会は、大量買付行為がなされることを受け入れるか否かの判断についても、当行の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、最終的には株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そして、株主の皆様が、大量買付行為を受け入れるか否かの判断を適切に行うためには、当該大量買付行為の開始に先だって、株主意思確認総会によって株主の皆様の総体的な意思を確認する機会を確保することが必要であり、また、かかる意思確認を熟慮に基づく実質的なものとするためには、その前提として、大量買付者等からの必要十分な情報提供及び株主の皆様における検討時間を確保することが必要であると考えております。我が国では、公開買付制度によって濫用的な株式の大量買付行為を規制する一定の対応はなされていますが、原則として市場内での買付行為には適用がなく、また、公開買付制度の適用がある場合でも、公開買付開始前に情報開示や検討時間を法的に確保することができず、株主の皆様に対する必要十分な情報開示や検討時間が与えられないおそれがあると考えられます。そして、公開買付制度の下での反対意見表明や追加情報提供請求にもかかわらず大量買付行為が強行された場合、株主の皆様に対する必要十分な情報開示や検討時間が与えられないおそれがあり、その結果、株主の皆様共同の利益を毀損し、残された少数株主を害する結果が生じてしまうおそれがあると考えられます。

以上の認識に基づき、当行取締役会は、大量買付行為がなされるに際して、当該大量買付行為が当行の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を妨げるものであるか否かを、当行の株主の皆様が事前に十分な情報に基づいてご判断されることを可能にすることが、当行取締役会の責務であると考えており、かかる責務を全うするためには、大量買付者等からの十分な情報提供を確実にし、株主の皆様の総体的な意思を確認する機会を確保し、その意思が反映されることを担保する必要があるものと考えております。これを確保すべく、大量買付者等に対して所要の情報を提供するよう求めると共に、かかる情報提供を実効性あるものとし、当該情

報に基づいて株主の皆様が当該大量買付行為の実行の是非を熟慮されるために要する時間を確保する枠組みとして、以下のとおり、大量買付行為がなされる場合に関する手続として、本プランを設定いたします。かかる手続は、株主の皆様に対し、大量買付行為がなされることを受け入れるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報及び時間を提供するためのものであり、当行の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化に資するものであると考えております。

それゆえ、当行取締役会は、大量買付者等に対して、本プランに従うことを求めます。また、当該大量買付者等が本プランに従わない場合には、本プランに従って株主の皆様の判断を得る機会が確保できるよう、対抗措置の一部のみを先行して暫定的に講じる方針です。

本プランは、前述したとおり、当行の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を図る観点から、SBIHDらによる本公開買付け、及び本公開買付けがなされている状況下において生じ得る他の大量買付行為に対して一定の手続を定めることが必要であるとの判断のもと、当行取締役会においてその導入が決定されたものですが、大量買付行為が実際になされた場合に当行が所定の対抗措置を講じるか否かについては、最終的には、株主意思確認総会を通じて株主の皆様のご意思に委ねられる仕組みとなっております。したがって、大量買付行為の詳細を評価・検討するのに必要な時間及び情報が十分に確保されることを前提に、当行取締役会が株主の皆様に対して説明責任を果たした上で、対抗措置の発動について株主意思確認総会の普通決議によって可決された場合には、当該対抗措置は株主の皆様の合理的意思に依拠しているものと解し得ると考えており、その合理性については問題がないものと判断しております（本プランの合理性を高める仕組みの詳細については下記5をご参照ください。）。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

① 本プランに係る手続

前述のとおり、当行としては、大量買付行為がなされることを受け入れるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えておりますので、株主意思確認総会により対抗措置の発動について承認が得られ、かつ、大量買付行為が撤回されない場合には、当行の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を図るため、所定の対抗措置を発動することとしています。

また、本プランは、株主の皆様によるご判断の前提として、大量買付者等に対して所要の情報を提供するように求め、かかる情報に基づき株主の皆様が、当該大量買付行為がなされることの是非を熟慮されるために要する時間を確保し、その上で、株主意思確認総会を通じて、当該大量買付行為がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意

思を確認することを目的としておりますので、万一、かかる趣旨が達成されない場合、即ち、大量買付者等が、下記(3)に記載した手続を遵守せず、下記(3)③に記載する株主意思確認総会を開催する以前において大量買付行為を実行しようとする場合、当行取締役会は、所定の対抗措置の一部のみを先行して暫定的に実施したうえで、株主意思確認総会を通じて株主の皆様のご意思を確認するものとしています。本プランにかかる手続の流れの概要につきましては、別紙をご参照ください。

② 独立役員のための独立外部専門家による助言

当行は、取締役7名中5名が独立社外取締役であり、監査役3名中2名が独立社外監査役であります。したがって、取締役会による恣意的な判断の防止や本プランの運用の公正性・客観性の確保は、このような役員構成により十分に達することができ、取締役会とは独立したいわゆる独立委員会を別途設置する必要はないと考えております。他方、独立社外役員のみによる協議の機会自体は、全く妨げられるものではありません。当行は、独立社外役員が協議にあたり助言を得ることができるよう、当行取締役会から独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）を起用するものとしします。なお、かかる助言を得るに際して要した費用は、合理的な範囲で全て当行が負担するものとしします。

③ 対抗措置としての新株予約権の無償株主割当ての利用

上記①で述べた対抗措置が発動される場合においては、当行は、非適格者による権利行使は認められない旨の差別的行使条件等及び当行が非適格者以外の者から当行株式と引換えに新株予約権を取得する旨の差別的取得条項等が付された新株予約権（以下「甲種新株予約権」といいます。）を、新株予約権の無償株主割当ての方法（会社法第277条乃至第279条）により、当行の全ての株主の皆様に対して割り当てることとなります（詳細は下記3をご参照ください。）。

④ 当行による甲種新株予約権の取得

本プランに従って甲種新株予約権の無償株主割当てがなされ、当行による甲種新株予約権の取得と引換えに、非適格者以外の株主の皆様に対して当行株式が交付される場合には、非適格者の有する当行株式の議決権割合は、一定程度希釈化されることとなります。

(2) 対象となる大量買付行為

本プランにおいて、「大量買付行為」とは、

- ① 特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当行株券等（注3）の買付行為（当該行為より前に、既に特定株主グループの議決権割合が20%以上であった場合における当該特定株主グループによる買付行為を含みます。市

場取引、公開買付けその他具体的な買付方法の如何を問いません。以下同じとします。)、

- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当行株券等の買付行為、又は
- ③ 上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当行の特定株主グループが、当行の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注4）を樹立するあらゆる行為（注5）（但し、当行が発行者である株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の議決権割合の合計が20%以上となるような場合に限りま。）

を意味し（いずれも事前に当行取締役会が同意したものを除きます。）、「大量買付者」とは、上記のとおり、かかる大量買付行為を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者を意味します。

（注1）特定株主グループとは、(i)当行の株券等の保有者（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、(ii)当行の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）並びに(iii)上記(i)又は(ii)の者の関係者（これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当行取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。）を意味します。

（注2）議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当行の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいい

ます。)も計算上考慮されるものとしします。但し、本プランにおいては、同項にいう「当該発行者の発行済株式の総数」(株券等保有割合の計算にあたっての除数)は、「当該発行者の発行済株式の総数(当該発行者が自己株式として保有する株式を除く)」と読み替えます。)又は(ii)特定株主グループが当行の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。株券等保有割合又は株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)、発行者が保有する自己株式の数、及び総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとしします。

(注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

(注4) 「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当行株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループ及び当該他の株主が当行に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとしします。

(注5) 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当行取締役会が合理的に判断するものとしします。なお、当行取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当行の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(3) 対抗措置の発動に至るまでの手続

本プランは、株主の皆様が、大量買付行為がなされることを受け入れるか否かについてそのご意思を表明する機会の確保を目的としたものであるところ、事務手続上、当行の株主意思確認総会の開催には、相応の準備期間を要します。また、本プランは、株主の皆様が当該大量買付行為の是非を熟慮される前提として、大量買付者等からの情報提供を求め、その情報に基づき株主の皆様が熟慮されるために要する時間を確保することも目的としております。

そこで、大量買付者等から大量買付行為に関する情報を取得し、かつ株主の皆様の熟慮期間を確保した上で、確実に株主意思確認総会を経られるよう、大量買付者等には、本プランに定める以下の手続に従っていただくものとしします。

- ① 大量買付行為を行う具体的なおそれがある者に対する大量買付行為の予定の有無の確認及び大量買付者等に対する情報提供の要請並びに大量買付行為の一時停止（公開買付け期間の延長）の要請

大量買付行為が行われる具体的なおそれがあると当行取締役会が合理的に判断する場合には、当行取締役会は、大量買付行為を行う具体的なおそれがある者に対して大量買付行為を行う予定の有無の確認を行います。また、大量買付行為が行われる場合であって、大量買付者等が公表している又は当行に対して提供した情報では、当該大量買付行為の内容・態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当行取締役会の評価・検討等のために不十分であると当行取締役会が合理的に判断する場合には、当行取締役会は、追加の情報提供を大量買付者等に請求することがあります（但し、当行取締役会は、大量買付者等の属性、大量買付者等が提案する大量買付行為の内容、大量買付者等が公表している又は当行に対して提供した情報の内容及び性質等に鑑み、株主の皆様が買収の是非を適切に判断し、当行取締役会が評価・検討等を行うために必要な水準を超える追加情報提供の要求を行わないこととします。）。なお、当該追加の情報提供の請求は、大量買付行為を行う具体的なおそれがある者に対して、大量買付行為を行う予定の有無の確認を行うのと同時に行うことがあります。

当行取締役会は、①大量買付行為を行う具体的なおそれがある者より大量買付行為を行う予定の有無についての情報を受領した場合にはその受領の事実について、②大量買付行為が行われる場合で、大量買付者等より追加情報を受領した場合はその受領の事実について、速やかに株主の皆様へ情報開示を行います。当行取締役会に提供されたこれらの情報の内容等については、株主の皆様のご判断に必要であると当行取締役会が判断する時点で、その全部又は一部につき株主の皆様へ情報開示を行います。

大量買付行為を行う予定がない旨の明確な回答があった等の理由により、当行取締役会が、大量買付行為が行われる可能性がないと合理的に判断した場合には、判断を行った時点で、株主の皆様へその旨の情報開示を行い、それ以降の手続は実施せず、対抗措置の発動は行いません。

そして、株主意思確認総会の開催の確実を期するため、当行は大量買付者等に対して、大量買付行為の一時停止（公開買付けである場合は期間の延長）を要請します（以下、「大量買付行為一時停止要請」といいます。）。

なお、本公開買付けにおいては、現時点でSBIHDらから公表されている内容に基づけばSBIHDらは大量買付行為を行う予定があることが明らかであるため、当行は、大量買付行為を行う予定の有無の確認を省略し、本プランに従った株主意思確認の手続を進めます。

株主意思確認総会の開催の確実を期するための大量買付行為一時停止要請として、当行はSBIHDらに対し、本公開買付けの期間を延長し60営業日（法令上認められる最長期間）とするべく、本日、SBIHDらに対して延長を行うよう書面にて要請をいたしました。

② 取締役会評価期間

当行取締役会は、大量買付者等から提出された情報に基づき、大量買付行為がなされることに賛同するか反対するか、また、反対する場合に対抗措置を発動すべきかを評価検討いたします。当行取締役会は、大量買付行為の是非について株主の皆様適切にご判断いただくため、及び当行取締役会において評価・検討等を行うため、大量買付者等に対し、必要に応じ情報の提供を請求することができるものとします。現時点においては、少なくとも当行が2021年9月17日付で公表した「SBI地銀ホールディングス株式会社による当行株式に対する公開買付けに関する意見表明（留保）のお知らせ」の別紙2（公開買付者に対する質問）に記載の情報の提供を請求するほか、今後も、大量買付者等からの情報提供が不十分であると当行取締役会が判断した場合には、大量買付者等に対し追加的に情報を提供するように求めることがあります。

当行取締役会は、本日以降、必要に応じて当行から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、大量買付者等から提供された情報を十分に評価・検討し、大量買付行為に関する当行取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様に情報開示を行います。前述のとおり、この過程において、当行独立社外役員は取締役会の場とは別に独立社外役員のみによる協議を行うことを妨げられず、また、独立社外役員のための外部専門家の助言を得ることもできます。

また、必要に応じて、当行取締役会は大量買付者等との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当行取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

当行取締役会による上記の評価・検討については、本日以降可及的速やかに実施しますが、評価・検討のため必要な資料の準備等に要する時間も考慮し、十分な検討ができるよう、30日程度の期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）を見込んでおります。なお、当行取締役会が取締役会評価期間内に本公開買付けへの賛否及び対抗措置の発動又は不発動に関する決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当行取締役会は、必要な範囲内で取締役会評価期間を最長30日間（当初の取締役会評価期間の満了日の翌日から起算します。）延長することができるものとします（なお、当該延長は1度に限りものとします。）。当行取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由について、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。

大量買付行為は、取締役会評価期間の経過後（但し、株主意思確認総会が開催されることとなった場合には、対抗措置の発動に関する議案の否決及び同総会の終結後）にのみ開始されるべきもの（本公開買付けに即して言えば、株主意思確認総会が開催されることとなった場合には、対抗措置の発動に関する議案の否決及び同総会の終結後に初めて、本公開買付けの決済ができるもの）とします。

③ 株主意思確認総会の開催

当行は、当行取締役会において大量買付行為がなされることに反対であり、これに対して対抗措置を発動すべきであると考える場合には、株主総会を開催することを取締役会評価期間内に決定し、当該決定後速やかに株主総会を開催します（以下「株主意思確認総会」といいます。）。株主意思確認総会においては、対抗措置の発動に関する議案に対する賛否を求める形式により、大量買付行為がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認します。また、当行取締役会は、株主意思確認総会において、大量買付行為がなされることに代わる当行の企業価値ないし株主の皆様の利益の最大化に向けた代替案を提案することがあります。なお、当行取締役会は、株主意思確認総会の開催を迅速に行うため、株主意思確認総会の開催を決定する前の段階で、予備的に基準日の設定等を行う場合があります。

株主の皆様には、大量買付行為に関する情報をご検討いただいた上で、大量買付行為がなされることを受け入れるか否かについてのご判断を、当行取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案に対する賛否の形で表明していただくこととなります。そして、当該議案について株主意思確認総会にて承認が得られた場合には、当該対抗措置の発動に関する議案が承認されたものとします。なお、株主意思確認総会を開催する場合には、議決権行使の基準日、株主意思確認総会の開催日時等の詳細について、適時適切な方法によりお知らせします。

株主意思確認総会が開催される場合には、大量買付者は、株主意思確認総会の終結の時まで、大量買付行為を開始してはならないものとし、既に大量買付行為を開始している場合には、買付け中断や公開買付期間の延長等、適切な措置を講じなければならないものとします。

④ 対抗措置

株主意思確認総会において、株主の皆様が、当行取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案が普通決議をもって承認され、かつ、大量買付行為が中止又は撤回されない場合には、当行取締役会は、かかる株主の皆様のご意思に従い、下記３に記載する対抗措置（(a)差別的行使条件等及び取得条項等が付された新株予約権の無償株主割当て、及び(b)それに続いて、当行株式を対価として非適格者以外の保有者から当該新株予約権を強制取得

することにより、非適格者の保有する当行の議決権を希釈化すること）を発動します。

これに対し、株主意思確認総会において株主の皆様が対抗措置の発動に関する議案を承認されなかった場合には、当行取締役会は、株主の皆様のご意思に従い、対抗措置を発動しません。

但し、大量買付者が大量買付行為一時停止要請に従わず、上記③に記載する株主意思確認総会を開催する以前において大量買付行為を実行又は継続しようとする場合には、大量買付行為がなされることを受け入れるか否かに関し、大量買付者等から開示される情報に基づき株主の皆様が熟慮されるために必要な時間を確保することができず、株主の皆様のご意思を確認する機会も確保することもできなくなります。かかる場合には、当行取締役会は、株主意思確認総会に先立ち、対抗措置の一部を暫定的に発動した状態で、株主意思確認総会を開催するものとし、株主の皆様のご意思を確認したうえで対抗措置を最終的に発動します。具体的には、当行は、株主意思確認総会の開催に先立って甲種新株予約権の無償株主割当てを実施しますが、当行株式を対価とする甲種新株予約権の強制取得を行っていない（すなわち、非適格者が保有する当行の議決権に希釈化はまだ生じていない）状態で株主意思確認総会を開催し、株主の皆様のご意思を確認します。株主意思確認総会で対抗措置の発動が承認された場合は、（大量買付行為が撤回等されない限り）当行は対抗措置を最終的に発動するものとし、当行株式を対価とする甲種新株予約権の強制取得を実施します。株主意思確認総会で対抗措置の発動が承認されなかった場合は、当行は対抗措置を最終的には発動しないものとし、割当て済みの全ての甲種新株予約権を無償で強制取得します。

なお、本公開買付けにおいては、当行はSBIHDらに対し、本公開買付けの期間を延長し60営業日（法令上認められる最長期間）とするよう本日要請いたしましたが、9月30日正午までに同要請に沿った公開買付期間延長を内容とする本公開買付届出書の訂正届出書が提出されない場合は、甲種新株予約権の無償株主割当てを先行して実施します。かかる甲種新株予約権の先行割当てに備え、当行は新株予約権の発行登録書を提出する予定です。

3. 対抗措置（甲種新株予約権の無償株主割当て）の概要

当行が、本プランに基づく対抗措置として実施する甲種新株予約権の無償株主割当ての概要は、以下のとおりです（以下に定めるほか、甲種新株予約権の内容の詳細は、甲種新株予約権の無償株主割当てに際して当行取締役会が別途定めるものとします。）。

(1) 割り当てる甲種新株予約権の内容

- ① 甲種新株予約権の目的となる株式の種類
当行株式

- ② 甲種新株予約権の目的となる株式の数
甲種新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数は、当行取締役会が別途定める数とします。
- ③ 甲種新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
甲種新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額（払込みをなすべき額）は、1 円に各甲種新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とします。
- ④ 甲種新株予約権を行使することができる期間
甲種新株予約権を行使することができる期間は、当行取締役会が別途定める一定の期間とします。
- ⑤ 甲種新株予約権の行使の条件
(a) 非適格者が保有する甲種新株予約権（実質的に保有するものを含みます。）は、行使することができません。
「非適格者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。
(i) 大量買付者等（大量買付者及び大量買付者の支配株主等（金融商品取引法施行令第14条の7第1項第2号）をいいます。）
(ii) 大量買付者等の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項）
(iii) 大量買付者等の共同保有者が特別資本関係（金融商品取引法施行令第9条第1項第2号）を有する者（当該者が特別資本関係を有する者を含み、以下同様とします。）
(iv) 大量買付者等の特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項）
(v) 大量買付者等の特別関係者が特別資本関係を有する者（当該者が特別資本関係を有する者を含み、以下同様とします。）
(vi) 当行取締役会が以下のいずれかに該当すると合理的に認定した者
(x) 上記(i)から本(vi)までに該当する者から当行の承認なく甲種新株予約権を譲り受け又は承継した者
(y) 上記(i)から本(vi)までに該当する者の「関係者」（注）
(注) 「関係者」とは、これらの者との間にファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいいます。組合その他のファンドに係る「関係者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案されます。

- (b) 甲種新株予約権者は、当行に対し、上記⑤(a)の非適格者に該当しないこと（第三者のために行使する場合には当該第三者が上記⑤(a)の非適格者に該当しないことを含みます。）についての表明・保証条項、補償条項その他当行が定める事項を記載した書面、合理的範囲内で当行が求める条件充足を示す資料及び法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、甲種新株予約権を行使することができるものとします。
- (c) 適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による甲種新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件が全て履行又は充足されていると当行が認めた場合に限り、甲種新株予約権を行使することができます。なお、当行が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が甲種新株予約権を行使することができる場合であっても、当行としてこれを履行又は充足する義務を負うものではありません。
- (d) 上記⑤(c)の条件の充足の確認は、上記⑤(b)に定める手続に準じた手続で当行取締役会が定めるところによるものとします。
- (e) 各甲種新株予約権の一部行使は、できないものとします。

⑥ 取得条項

当行は、甲種新株予約権の無償株主割当ての効力発生日以後の日で当行取締役会が定める日において、未行使の甲種新株予約権を、当行取締役会が定める対価をもって又は無償で、取得することができます。

(a) 対抗措置を発動する場合（非適格者以外の甲種新株予約権者からの取得）

本プランにおける対抗措置を発動する場合、当行は、甲種新株予約権の無償株主割当ての効力発生日以後の日で当行取締役会が定める日において、未行使の甲種新株予約権で、上記⑤(a)及び(b)の規定に従い行使可能な（すなわち、非適格者に該当しない者が保有する）もの（下記⑥(b)において「行使適格甲種新株予約権」といいます。）について、取得に係る甲種新株予約権の数に、甲種新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当行株式を対価として取得します（1 株未満の端数は切り捨てられます。）。

甲種新株予約権の取得に関する条件充足の確認は、上記⑤(b)に定める手続に準じた手続で当行取締役会が定めるところによるものとします。

(b) 対抗措置を発動する場合（非適格者からの取得）

本プランにおける対抗措置を発動する場合、当行は、甲種新株予約権の無償株主割当

ての効力発生日以後の日で当行取締役会が定める日において、未行使の甲種新株予約権で行使適格甲種新株予約権以外のものについて、取得に係る甲種新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使に一定の制約が付されたもの（以下に記載する行使条件及び取得条項その他当行取締役会が定める内容のものとします。以下、当該新株予約権を「乙種新株予約権」といいます。）を対価として取得します。

甲種新株予約権の取得に関する条件充足の確認は、上記⑤(b)に定める手続に準じた手続で当行取締役会が定めるところによるものとします。

(i) 行使条件

乙種新株予約権の保有者は、次の条件を満たさない場合（第三者のために行使する場合には当該第三者が次の条件を満たさない場合を含みます。）には、乙種新株予約権を行使することができないものとします。なお、各乙種新株予約権の一部行使は、できないものとします。

- (x) 乙種新株予約権の保有者が大量買付行為を継続しておらず、かつ、その後も大量買付行為を実施しないことを誓約した場合であって、かつ、
- (y) 乙種新株予約権の保有者の議決権割合（但し、その計算に当たっては乙種新株予約権の保有者やその共同保有者又は特別関係者以外の非適格者についても当該乙種新株予約権の保有者の共同保有者又は特別関係者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する乙種新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定します。）として当行取締役会が認めた割合が20%を下回っている場合（この場合、当該乙種新株予約権の保有者その他の非適格者は、乙種新株予約権につき、行使後の議決権割合として当行取締役会が認める割合が20%を下回る割合の範囲内でのみ行使することができます）。

(ii) 取得条項

当行は、乙種新株予約権が交付された日から10年を経過する日以降、11年を経過する日までの間において当行取締役会が別途定める日に、未行使かつ行使条件が充足されていない乙種新株予約権を、その時点における当該乙種新株予約権の公正価額に相当する金銭を対価として取得することができます。

- (c) 対抗措置の一部の暫定的な発動を撤回する場合（全甲種新株予約権者からの無償取得）当行は、甲種新株予約権の行使が可能となる期間の開始日の前日までの間は、いつでも、当行が甲種新株予約権を取得することが適切であると当行取締役会が認める場合には、当行取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての甲種新株予約権を無償で取得することができるものとします。大量買付者が大量買付行為一時停止要請に従わなかったことにより、当行が対抗措置の一部の暫定的発動として甲種新株予約権の無償株主割当を先行して実施していた場合で、株主意思確認総会により対抗措置の発動に関する議案が承認されなかったときは、当行は全ての甲種新株予約権を無償で取得するものとします。

⑦ 譲渡承認

譲渡による甲種新株予約権の取得には、当行取締役会の承認を要します。

⑧ 資本金及び準備金に関する事項

甲種新株予約権の行使及び取得条項に基づく取得等に伴い増加する資本金及び資本準備金に関する事項は、法令等の規定に従い定めるものとします。

⑨ 新株予約権証券の発行

甲種新株予約権については新株予約権証券を発行しません。

(2) 株主に割り当てる甲種新株予約権の数

当行株式（当行の有する自己株式を除きます。）１株につき甲種新株予約権１個の割合で割り当てることとします。

(3) 甲種新株予約権の無償株主割当ての対象となる株主

当行取締役会が別途定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当行株式の全株主（当行を除きます。）に対し、甲種新株予約権を割り当てます。

(4) 甲種新株予約権の総数

当行取締役会が別途定める基準日における当行の最終の発行済株式総数（但し、当行が有する自己株式の数を除きます。）と同数とします。

(5) 甲種新株予約権の無償株主割当の効力発生日

当行取締役会が別途定める基準日以降の日で当行取締役会が別途定める日とします。

(6) 対抗措置の発動の中止又は撤回

当行取締役会又は株主意思確認総会において対抗措置の発動の承認が決議された後、①大量買付者が大量買付行為を中止若しくは撤回した場合、又は、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当行の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の確保・向上の観点から、発動した対抗措置を維持することが客観的に相当でないと考えられる状況に至った場合には、当行取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について判断することとします。

当行取締役会は、発動した対抗措置を中止又は撤回することを決定した場合には、速やかにその旨を開示します。

4. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プラン導入時に本プランが株主及び投資家の皆様へ与える影響

本プランの導入時点においては、甲種新株予約権の無償株主割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の法的権利又は経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 甲種新株予約権の無償株主割当ての実施により株主及び投資家の皆様に与える影響

甲種新株予約権は、基準日時点における株主の皆様に対し、その保有する普通株式1株につき1個の割合により無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する当行株式全体の価値に関して希釈化は生じません。

もっとも、株主の皆様が、甲種新株予約権の行使期間中に甲種新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による甲種新株予約権の行使により、その保有する当行株式の価値が希釈化することになります。但し、甲種新株予約権については、原則として、行使期間の到来に先立ち、それらに付された取得条項に基づき当行が一斉に強制取得し、行使条件を満たしている甲種新株予約権に対して当行株式を交付することを予定しております。当行がかかる取得のを行った場合、非適格者以外の株主の皆様は、甲種新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当行株式を受領することとなり、既に保有している株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、新たに受領する株式と合わせれば、保有する当行株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、甲種新株予約権の無償株主割当てを受けるべき株主が確定した後において、当行が、甲種新株予約権の無償株主割当てを中止し又は無償株主割当てされた甲種新株予約権を無償で強制取得する場合には、1株当たりの当行株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの当行株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

このように、当行株式の価値の希釈化が最終的に生じるかどうかは、当行が一旦甲種新株予約権の無償株主割当ての決議を行った後であっても諸般の事由により変更が生じる可能性がありますので、投資家の皆様は十分にご留意ください。

甲種新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、非適格者の法的権利又は経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、非適格者以外の株主及び投資家の皆様の有する当行の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、甲種新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、甲種新株予約権の行使又は甲種新株予約権の当行による取得の結果、株主の皆様が当行株式が交付される場合には、株主の皆様が振替口座に当行株式が記録されるまでの期間、株主の皆様が保有する当行株式の価値のうち甲種新株予約権に帰属する部分について、譲渡による投下資本の回収がその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

また、新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数がどのように設定されるかによっては、非適格者以外の株主及び投資家の皆様が取得する当行の株式に、1 株未満の端数や、1 単元に満たない株式が生じる場合があります。その場合、1 株未満の端数は切り捨てとなる場合があります。また、1 単元に満たない株式については、議決権が付与されないこととなります（なお、単元未満株式については、そのままでは金融商品取引市場でお取引いただくことができません。そのまま保有を続けていただくことはできますが、当行による買取りを請求し、あるいは単元株式となるように当行からの買増しを請求することもできます。）。

(3) 甲種新株予約権の無償株主割当て時に株主の皆様に必要なとなる手続

(a) 甲種新株予約権の行使の手続

当行は、取締役会が別途定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、甲種新株予約権の行使請求書（行使に係る甲種新株予約権の内容及び数、甲種新株予約権を行使する日、当行株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除きます。）等の必要事項並びに株主自身が甲種新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当行所定の書式によるものとします。）その他甲種新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。甲種新株予約権の無償株主割当て後、株主の皆様が行使期間中にこれらの必要書類を提出したうえ、甲種新株予約権 1 個当たり、甲種新株予約権の目的となる株式の数に 1 円を乗じた額を払込取扱場所に払い込むことにより、1 個の甲種新株予約権につき当行取締役会が定める数の当行株式が交付されることになります。

なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、甲種新株予約権の行使の結果として交付される当行株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が甲種新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点にご留意ください。

(b) 当行による甲種新株予約権の取得の手続

株主の皆様割り当てられた甲種新株予約権は、上記 3 に記載のとおり、行使の条件や行使に関する手続が定められておりますが、原則として、行使期間の到来に先立ち、それらに付された取得条項に基づき当行が一斉に強制取得し、行使条件を充たしている甲種新株予約権に対して当行株式を交付することを予定しております。その場合には、当行は、法令等に従い、取得の日の 2 週間前までに公告をした上で、かかる取得を行います。

当行が、上記 3 (1) ⑥(a) に従って、取得条項に基づき甲種新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当行による甲種新株予約権の取得の対価として、当行株式の交付を受けることになります。この際、株主の皆様において金銭の払い込みは必要ありませんが、当行から交付される当行株式を記録するための振替口座について、株主の皆様にご一定の手続きをお願いする場合があります。

但し、非適格者については、甲種新株予約権の行使又は当行による取得等に関する取扱いが他の株主の皆様と異なり、上記3(1)⑥(b)のとおり、乙種新株予約権を対価として甲種新株予約権の取得が行われます。

(c) その他

当行は、上記の各手続の詳細について、実際にこれらの手続が必要となった際に、法令等に従って適時適切な開示を行いますので、当該内容をご確認ください。

5. 本プランの合理性を高める仕組み

(1) 平時の買収防衛策に関する指針等の趣旨を踏まえたものであること

本プランは、平時に導入されるいわゆる事前警告型買収防衛策とは異なるものではありませんが、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の内容、経済産業省企業価値研究会2008年6月30日付け報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容、並びに、東京証券取引所の定める平時の買収防衛策に関する、買収防衛策の導入に係る規則及び同取引所が有価証券上場規程の改正により導入し、2015年6月1日より適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」（2021年6月11日の改訂後のもの）の「原則1ー5. いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえて策定されており、これらの指針等に定められる要件のうち、有事の対応方針にも妥当するものについては、本プランにおいても充足されております。

(2) 株主意思の尊重（株主の皆様のご意思を直接的に反映する仕組みであること）

当行は、本プランに基づく対抗措置を発動するに当たっては、株主意思確認総会を開催することにより、株主の皆様の意思を反映いたします。大量買付者等には上記2(3)に記載した手続を遵守するよう要請しますが、大量買付者等が同要請に従って手続を遵守する場合はもちろん、遵守しない場合であっても、最終的には株主意思確認総会における株主の皆様の意思に基づいてのみ対抗措置の発動がなされることとなります。

さらに、下記6記載のとおり、本プランの有効期間は、原則として2022年開催の当行定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時までとします。

このように、本プランは、株主意思を最大限尊重するものです。

(3) 取締役会の恣意的判断の排除

上記(2)記載のとおり、当行は、株主意思確認総会を開催し、株主の皆様のご意思に従い、大量買付行為に対して対抗措置を発動するか否かを決定します。大量買付者等が上記2(3)に記載した手続を遵守する場合はもちろん、遵守しない場合であっても、株主意思確認総会に基づいて対抗措置の発動の有無が最終的に決定されることとなり、当行取締役会の恣意的な

裁量によって対抗措置が発動されることはありません。

また、当行の取締役の過半数（取締役7名中5名）は独立社外取締役であり、当行の監査役の過半数（監査役3名中2名）は独立社外監査役です。当行取締役会は、必要に応じて、独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得ること等ができるとともに、独立役員のために別の独立した外部専門家を起用し、独立役員は当該外部専門家の助言を得ることもできます。これにより、当行取締役会は、判断の公正性、客観性及び合理性を担保し、恣意的な判断を排除するために十分な体制を整えております。

(4) デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、下記6記載のとおり、株主総会において選任された取締役により構成される取締役会の決議によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）又はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

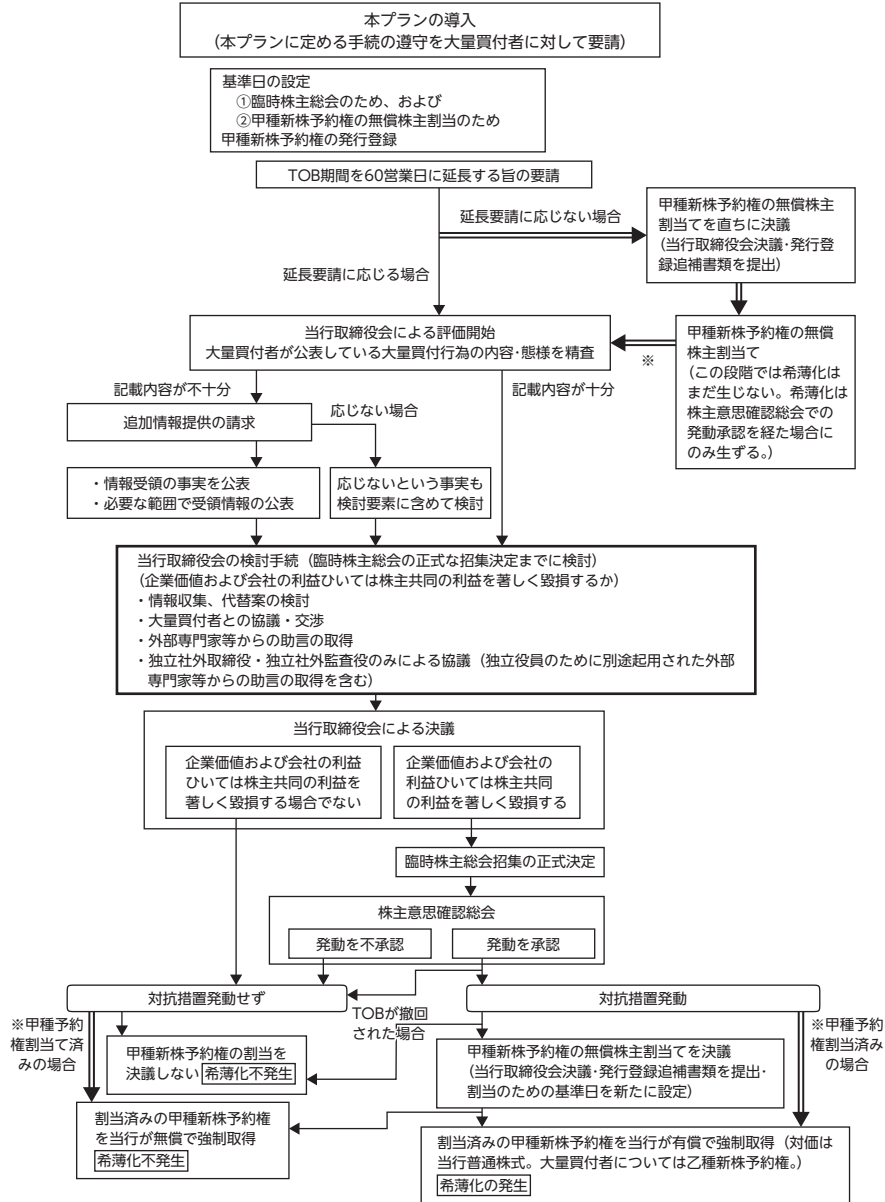
6. 本プランの廃止の手續及び有効期間

本プランは本日から効力が生じるものとし、その有効期間は、2022年開催の当行定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時までとします。但し、2022年開催の当行定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時において、現に大量買付行為を行っている者又は当該行為を企図する者であって当行取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとし、なお、上記のとおり、本プランは、既に具体化している本公開買付けを含む大量買付行為への対応を主たる目的として導入されるものであるため、具体的な大量買付行為が企図されなくなった後において、本プランを維持することは予定されておりません。

また、有効期間の満了前であっても、株主総会又は取締役会により、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。

以上

(別紙 1 の別紙) 本プランにかかる手続の流れの概要



(別紙2)

**SBI地銀ホールディングス株式会社による当行株式に対する
公開買付けに関する意見表明（反対、但し賛同のための条件を提示）のお知らせ**

1. 当行は、SBI地銀ホールディングス株式会社による当行株式に対する公開買付け（「本公開買付け」）について反対の意見を表明します。

但し、2021年11月19日までに、以下の条件（「賛同要件」）が満たされた場合は、当行は賛同の意見の表明をする所存です。

- ① 本公開買付けについて買付予定数の上限のない公開買付けとすること（又は、買付予定数の上限及び下限のない公開買付け（「第2回公開買付け」）を2022年6月8日（又は、SBIHDらとの協議の上、2022年6月8日以降の日で当行が指定する日）までに開始すること）
- ② 本公開買付価格（第2回公開買付けが開始する場合には当該公開買付けにおける公開買付価格を含む。）を、当行取締役会がフィナンシャル・アドバイザーの価値算定結果等に照らし当行の本源的価値を反映した価格であると評価・判断できる水準まで引き上げること

なお、上記の賛同要件を充足させることは当行の一般株主の皆様にとって利益となることから、当行は本日以降、SBIHDらに対して当行から協議の申し入れを行う予定です。SBIHDらとの協議の結果、当行取締役会が合理的と認める場合、当行取締役会は賛同要件とは異なる条件で賛同の意見を表明する場合があります。その場合は別途公表いたします。

当行による上記の意見表明、及び本プランに基づく対抗措置の運用方針等に係る取締役会決議（下記4.に記載の本プラン上の株主意思確認総会を開催することを含みます。）に当たっては、独立社外取締役協議会から、適当である旨の勧告・意見を受けており、当該勧告・意見を最大限尊重しております。

なお、当行が期限として設定した2021年11月19日は、本プラン上の株主意思確認総会の開催日の3営業日前の日に当たります。また、賛同要件①が、本公開買付けではなく、将来の公開買付けに関する事項を条件としていることの背景につきましては、下記「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)意見の根拠及び理由」の「①意見の根拠」をご参照ください。

2. 当行が、現在の条件下での本公開買付けに反対する主な理由は以下のとおりです。

- ① 本公開買付けは実質的な支配権の取得を企図していながら買付数に上限のある部分買付けであり、残存株主に不利益が生じるおそれがあること
- ② 本公開買付価格は、プレミアムを加重平均した場合には低水準であり、また当行の本源的価値を反映した価格と考えられないこと

上記②については、当行の試算では、SBIHDらの最大買付数（所有割合：約27.68％）に対する約37.65％のプレミアムは、SBIHDら以外の当行株主にとっての本公開買付価格に対する実質的なプレミアム（注）に換算すると約13％に留まることとなります。

（注）実質的なプレミアムは、本公開買付価格2,000円に対するプレミアム（2021年9月8日の終値を基準日とした比較では37.65％）に、SBIHDらの買付予定数の上限である所有割合27.68％を乗じた数を、SBIHDらを除く当行の株主の当行株式の所有割合79.68％で除して算出しております。

3. 当行の企業価値の向上の観点からのSBIHDらへの要望事項

当行は、上記の反対の理由を踏まえて、SBIHDらに対して、以下の各事項を遵守することを公表いただくことを求めることといたします（これらの各事項は、賛同要件を構成するものではなく、当行からの要望事項に留まることにご留意ください。）。下記の2つの要望事項の詳細につきましては、下記「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)意見の根拠及び理由」の「①意見の根拠」をご参照ください。

- (ア) 当行の顧客と従業員ひとりひとりが、当行グループの価値の源泉であることから、独立した上場会社としての当行グループの価値観、顧客との関係及び従業員の立場を最大限尊重すること
- (イ) 本公開買付けの結果次第によっては、実質的な親子上場となり、利益相反のリスクが払拭しきれないことから、SBIHDら以外の一般株主の利益を尊重すること

4. 当行は、本日開催の当行取締役会において、独立社外取締役協議会からの勧告を最大限尊重した上で、取締役全員の一致により、本プランに基づく対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関して、当行の株主の皆様の総体的な意思を確認するための臨時株主総会（すなわち、本プラン上の株主意思確認総会）を開催することについても決議しております。但し、賛同要件①及び②が、株主意思確認総会の開催日の3営業日前（2021年11月19日）までに充足される場合、当行は、本プランに基づく対抗措置としての新株予約権の無償割当てを行わないこと、及びそれに伴い株主意思確認総会の開催を中止することとします。本プランに基づく対抗措置の発動が行われないこととなった場合、株主の皆様のご意思は本公開買付けへの応募の有無によって表されることとなります。

なお、上記１．と同様、SBIHDらとの協議の結果、当行取締役会が合理的と認める場合、当行取締役会は賛同要件とは異なる条件であっても株主意思確認総会の開催を中止する場合があります。その場合は別途公表いたします。

- ５．当行は、当行単独での企業価値向上のための経営戦略と並行して、現中期経営戦略でかかげる「価値共創」戦略の一環として、本公開買付けの公表以前より中長期的な企業価値最大化に資するパートナー候補らとの資本・業務提携につき繰り返し協議を重ねつつ、最適な提携先、提携方法を模索してきております。当行としては、公開買付者により、当行の本源的価値を反映していない本公開買付価格での本公開買付けが開始されている状況に鑑み、当行の企業価値最大化を実現することを目的として、株主意思確認総会までの間はもちろん、本公開買付けが成立しなかった場合でも、当行単独での企業価値最大化の取り組みと並行して、パートナー候補先との協議を行い、企業価値最大化に資する最適な資本・業務提携先の選定に取り組む予定です。

(用語の定義については本文をご参照ください。)

当行は、SBIホールディングス株式会社（以下「SBIHD」といいます。）の完全子会社であるSBI地銀ホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といい、SBIHDと総称して「SBIHDら」又は「公開買付者ら」といいます。）による2021年9月10日に開始された当行の普通株式（以下「当行株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、本日、当行取締役会において取締役全員の一致により、(ア) 本公開買付けに対して反対の意見を表明すること、但し、(イ) 2021年11月19日までに、以下の賛同要件が満たされた場合（具体的には、SBIHDらが賛同要件①及び②の遵守を表明し、当行とSBIHDらが賛同要件①及び②を盛り込んだ覚書を締結した場合）は賛同の意見の表明をすること（但し、当行株主の皆様の共同の利益の最大化にとってより資すると当行が考える第三者からの提案が存在する場合を除きます。以下同様です。）を決議いたしましたので、お知らせいたします（注）。

<賛同要件>

- ① 本公開買付けについて買付予定数の上限のない公開買付けとすること（又は、買付予定数の上限及び下限のない第２回公開買付けを2022年６月８日（又は、SBIHDらとの協議の上、2022年６月８日以降の日で当行が指定する日）までに開始すること）
- ② 本公開買付価格（下記「２．買付け等の価格」に定義されます。）（第２回公開買付けが開始する場合には当該公開買付けにおける公開買付価格を含む。）を、当行取締役会がフィナンシャル・アドバイザーの価値算定結果等に照らし当行の本源的価値を反映した価格であると評価・判断できる水準まで引き上げること

株主の皆様におかれましては、当行の意見が変更とならない限り、本公開買付けに応募されないようお願い申し上げます。

(注) 2021年9月17日付で公表しました「SBI地銀ホールディングス株式会社による当行株式に対する公開買付けに関する意見表明（留保）のお知らせ」（以下「当行意見留保プレスリリース」といいます。）でお知らせしたとおり、当行は、本公開買付けに対する意見を留保する旨を公表しておりました。

上記に加えて、当行は、本日開催の当行取締役会において取締役全員の一致により、本プラン（下記「6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針」に定義されます。）に基づく対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関して、当行の株主の皆様の総体的な意思を確認するための臨時株主総会（すなわち、本プラン上の株主意思確認総会）を開催することについても決議しております。但し、賛同要件①及び②が、株主意思確認総会の開催日の3営業日前（2021年11月19日）までに充足される場合（具体的には、SBIHDらが賛同要件①及び②の遵守を表明し、当行とSBIHDらが賛同要件①及び②を盛り込んだ覚書を締結した場合）、当行は、本プランに基づく対抗措置としての新株予約権の無償割当てを行わないこと、及びそれに伴い株主意思確認総会の開催を中止することとします（但し、当行株主の皆様の共同の利益の最大化にとってより資すると当行が考える第三者からの提案が存在する場合を除きます。以下同様です。）。本プランに基づく対抗措置の発動が行われないこととなった場合、株主の皆様のご意思は本公開買付けへの応募の有無によって表されることとなります。詳細は、下記「6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針」の「(4) 株主意思確認総会の開催及び今後の手続等」をご参照ください。

なお、当行は、当行単独での企業価値向上のための経営戦略と並行して、現中期経営戦略でかかっている「価値共創」戦略の一環として、本公開買付けの公表以前より中長期的な企業価値最大化に資するパートナー候補らとの資本・業務提携につき繰り返し協議を重ねつつ、最適な提携先、提携方法を模索してきております。当行としては、公開買付者により、当行の本源的価値を反映していない本公開買付価格での本公開買付けが開始されている状況に鑑み、当行の企業価値最大化を実現することを目的として、株主意思確認総会までの間はもちろん、本公開買付けが成立しなかった場合でも、当行単独での企業価値最大化の取り組みと並行して、パートナー候補先との協議を行い、企業価値最大化に資する最適な資本・業務提携先の選定に取り組む予定です。

1. 公開買付者の概要（注1）

(1)	名 称	SBI地銀ホールディングス株式会社
(2)	所 在 地	東京都港区六本木一丁目6番1号
(3)	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 森田俊平

(4)	事業内容	(1) 有価証券等の保有、管理、運用および取得等の投資事業 (2) 企業の営業譲渡、資産売買、資本参加、業務提携および合併に関する調査、企画並びにそれらの斡旋、仲介 (3) 経営一般に関するコンサルティング (4) 会社の帳簿の記帳および決算に関する事務並びに経営、経理に関する診断および指導 (5) 情報提供サービス業 (6) システムの開発、販売およびレンタル (7) 上記各号に附帯または関連する一切の業務	
(5)	設立年月日	2015年8月25日	
(6)	資本金	100,000,000円（2021年9月10日現在）	
(7)	大株主及び持株比率 （2021年9月10日現在）	SBIホールディングス株式会社	100.00%
(8)	当行と公開買付者の関係		
	資本関係	公開買付者は、当行株式を100株（所有割合（注2）：0.00%）所有しております。 また、SBIHDは、当行株式を42,737,700株（所有割合：20.32%）所有しております。	
	人的関係	当行と公開買付者との間には、記載すべき人的関係はありません。 また、当行とSBIHDとの間には、記載すべき人的関係はありません。	
	取引関係	当行と公開買付者との間には、記載すべき取引関係はありません。 なお、当行とSBIHDとの間には、以下の取引関係があります。 ・当行はSBIHDの関連会社であるマネータップ株式会社の株主です。 ・当行はSBIHDの子会社である地方創生パートナーズ株式会社の株主です。 ・当行はSBIHDの子会社であるSBIインベストメント株式会社が設立運営するFinTechビジネスイノベーション投資事業有限責任組合、SBI AI&Blockchain投資事業有限責任組合及びSBI 4&5投資事業有限責任組合へ出資しております。 ・SBIHD、SBIリーシングサービス株式会社及びSBI FinTech Solutions株式会社は当行との間で融資取引を行っております。	
	関係当事者への 該当状況	公開買付者は、当行の関連当事者には該当しません。 なお、SBIHDは、当行株式を42,737,700株（所有割合：20.32%）所有する当行の主要株主であり、かつ筆頭株主です。	

（注1）SBIHDらに関する記載は、公開買付者が2021年9月10日に提出した公開買付届出書（その後提出された公開買付届出書の訂正届出書を含めて、以下「本公開買付届出書」といいます。）の記載に基づくものです。

(注2) 「所有割合」とは、当行が2021年9月3日に提出した「自己株券買付状況報告書」(金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)) 第24条の6第1項に基づくもの)に記載された2021年8月31日現在の当行の発行済株式総数(259,034,689株)から、当行が所有する同日現在の自己株式数(48,724,159株)を控除した株式数(210,310,530株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、別途の記載がある場合を除き、比率の計算において同様に計算しております。)をいいます。以下、同じです。

2. 買付け等の価格

普通株式1株につき、2,000円(以下「本公開買付価格」といいます。)

3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当行は、本公開買付けに対して反対の意見を表明いたします。但し、2021年11月19日までに、以下の賛同要件が満たされた場合(具体的には、SBIHDらが賛同要件①及び②の遵守を表明し、当行とSBIHDらが賛同要件①及び②を盛り込んだ覚書を締結した場合)は、当行は賛同の意見の表明をする所存です。

<賛同要件>

- ① 本公開買付けについて買付予定数の上限のない公開買付けとすること(又は、買付予定数の上限及び下限のない第2回公開買付けを2022年6月8日(又は、SBIHDらとの協議の上、2022年6月8日以降の日で当行が指定する日)までに開始すること)
- ② 本公開買付価格(第2回公開買付けが開始する場合には当該公開買付けにおける公開買付価格を含む。)を、当行取締役会がフィナンシャル・アドバイザーの価値算定結果等に照らし当行の本源価値を反映した価格であると評価・判断できる水準まで引き上げること

株主の皆様におかれましては、当行の意見が変更とならない限り、本公開買付けに応募されないようお願い申し上げます。

(2) 意見の根拠及び理由

当行は、本公開買付けが開始されて以降、本公開買付けの内容(公開買付者が2021年9月28日に提出をした対質問回答報告書(以下「本対質問回答報告書」といいます。))及び公開買付者らによる各種公表資料の内容を含みます。)を慎重に評価及び検討してまいりました。

本日、当行取締役会において、独立社外取締役協議会の勧告・意見を最大限尊重した上で、取締役全員の一致により、本公開買付けに対して反対の意見を表明することを決議いたしました。但し、2021年11月19日までに、賛同要件が満たされた場合(具体的には、SBIHDらが賛同要件①及び②の遵守を表明し、当行とSBIHDらが賛同要件①及び②を盛り込んだ覚書を締結

した場合)は、当行は賛同の意見の表明をする所存です。なお、当行が期限として設定した2021年11月19日は、本プラン上の株主意思確認総会の開催日の3営業日前の日に当たります。

当該取締役会には、当行の全ての監査役である監査役3名が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことに異議がない旨の意見を述べております。

上記評価及び検討に際して、本公開買付けに係る評価・検討過程及び本プランの運用の公正性・客観性を一層高めることを目的として、当行の独立社外取締役5名は、当行の業務執行を行う経営陣から独立した独立社外取締役である同人ら5名のみをメンバーとし独立社外監査役2名をオブザーバーとする独立社外取締役協議会を組成し、本公開買付けが、当行の企業価値ないし株主の皆様の共同の利益の最大化を妨げるものでないかについて、当行取締役会へ勧告又は意見を述べるべく、調査・検討及び評価を行ってまいりました(詳細は下記「(5)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等」をご参照ください。)。この度、当行は、独立社外取締役協議会から2021年10月21日付で、意見・勧告(以下「本勧告」といいます。))を受けております(本勧告の詳細は下記「①意見の根拠」をご参照ください。))。

上記に加えて、当行は、本日開催の当行取締役会において、本勧告を最大限尊重した上で、取締役全員の一致により、本プランに基づく対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関し、当行の株主の皆様の総体的な意思を確認するための臨時株主総会(すなわち、本プラン上の株主意思確認総会)を開催することについても決議しております。但し、賛同要件①及び②が、株主意思確認総会の開催日の3営業日前(2021年11月19日)までに充足される場合(具体的には、SBIHDらが賛同要件①及び②の遵守を表明し、当行とSBIHDらが賛同要件①及び②を盛り込んだ覚書を締結した場合)、当行は、本プランに基づく対抗措置としての新株予約権の無償割当てを行わないこと、及びそれに伴い株主意思確認総会の開催を中止することとします。

詳細は、下記「6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針」の「(4)株主意思確認総会の開催及び今後の手続等」をご参照ください。

① 意見の根拠

当行は、本公開買付けが開始されて以降、本公開買付けの内容を慎重に評価及び検討してまいりました。当行意見留保プレスリリースに記載のとおり、当行は、2021年9月17日時点では、以下の理由から本公開買付けに対する意見を留保し、同日に提出をした意見表明報告書の中で、公開買付者に対して質問をしてまいりました。

(ア) 本公開買付けは、当行に対して、事前の連絡もないまま一方的に開始されたものであり、本公開買付けについて評価及び検討する上で重要であると考えられる多くの事項の詳細が明確ではないこと

- (イ) 本公開買付けにより、SBIHDらは実質的に当行の経営を支配することが可能であると考えられるところ、少数株主の利益の観点から慎重に本公開買付けを評価及び検討する必要があること
- (ウ) 金融サービス業の中核たる銀行として、高い公共性を有し、広く経済・社会に貢献していくという重大な責任を負っている企業として、経営のあり方や当行を支配しうる大株主のあり方については慎重にこれを検討する必要があること

当行は、当行意見留保プレスリリースの提出後、本対質問回答報告書において記載された当行からの各質問に対する回答及び公開買付者らに関する情報を詳細に評価及び検討をいたしました。なお、当行は、本公開買付けを評価及び検討するにあたり、公開買付者ら及び当行から独立したフィナンシャル・アドバイザーとして三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）をそれぞれ選任しており、その助言を受けております。詳細は下記「(5)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等」をご参照ください。

また、上記に加えて、本公開買付けに係る評価・検討過程及び本プランの運用の公正性・客観性を一層高めることを目的として、当行の独立社外取締役5名は、当行の業務執行を行う経営陣から独立した独立社外取締役である同人ら5名のみをメンバーとし独立社外監査役2名をオブザーバーとする独立社外取締役協議会を組成し、同協議会としても本公開買付けに関する評価・検討を行うことを決定いたしました。これに伴い、同協議会は、当行取締役会とは独立した同協議会専属の外部専門家であるフィナンシャル・アドバイザーとして株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」といいます。）、リーガル・アドバイザーとして桃尾・松尾・難波法律事務所をそれぞれ選任し、同協議会はこれらのアドバイザーから専門的な助言を受け、当行取締役会へ以下の各事項（以下「独立社外取締役協議会向け依頼事項」といいます。）について勧告又は意見を述べるべく、調査・検討及び評価を行ってまいりました。

1. 本公開買付けが、当行の企業価値ないし株主の皆様の共同の利益の最大化を妨げるものでないかについて、調査・検討及び評価を行うこと（以下「検討事項1」といいます。）
2. 以上の調査、検討及び評価を踏まえた上で、本公開買付けに対する賛否及び本プランに規定する対抗措置の発動の是非について検討を行うこと（以下「検討事項2」といいます。）
3. 以上の他、独立社外取締役協議会として当行取締役会に対して勧告又は意見すべきと考ええる事項（以下「検討事項3」といいます。）

独立社外取締役協議会は、本日までに、合計6回の会議を開催し、当該会議の間においても、適宜電子メール等を使用しつつ、独立社外取締役協議会の各種アドバイザーと質疑を行い、本公開買付けに係る評価・検討過程及び本プランの運用について継続的に議論を行ってきました。独立社外取締役協議会は、上記の検討及び評価の過程を経て、本日開催の当行取締役会に先立ち、大要、以下を内容とする本勧告を当行取締役会に対して述べました。

<本勧告の概要>

- 検討事項1（「本公開買付けが、当行の企業価値ないし株主の皆様の共同の利益の最大化を妨げるものでないかについて、調査・検討及び評価を行うこと」）について

以下の理由により、本公開買付けは、現状のままでは、当行の企業価値ないし株主の皆様の共同の利益の最大化を妨げるものと判断する。

- (1) 本公開買付けは実質的な支配権の取得を企図しながら買付数に上限のある部分買付けであり、残存株主が不利益を被る可能性が否定できないこと

以下の各理由から、当行の実質的支配権を獲得したSBIHDらの経営により少数株主にとって不利益が生じる可能性は払拭しきれない。

- ① 現時点では、SBIHDらが提案するシナジーは評価・認識が困難であること
- ② SBIHDらが当行の実質的支配権を獲得した場合の一般株主との利益相反への懸念を払拭できないこと

- (2) 以下①及び②のとおり、本公開買付けの公開買付価格は、プレミアムを加算平均した場合には低水準であり、また当行の本源的価値を反映した価格とは考えられないこと

- ① 実質的に当行の経営を支配することが可能な数量を買付予定数の上限として設定しつつも、それに伴うコントロール・プレミアムを含む価格として十分とは言えない。
- ② 本公開買付価格は、当行の経営戦略の着実な遂行を反映した企業価値と比較し低すぎると言わざるを得ない。

- 検討事項2（「以上の調査、検討及び評価を踏まえた上で、本公開買付けに対する賛否及び本プランに規定する対抗措置の発動の是非について検討を行うこと」）について

現状のままでは、本公開買付けは、当行の企業価値ないし株主の皆様の共同の利益の最大化を妨げるものと判断せざるをえず、これに反対せざるを得ない。但し、以下の①及び②の賛同要件がいずれも満たされたと当行が考える場合には、当行の企業価値ないし株主の皆様の共同の利益の最大化を妨げることはないものと認められるので、これに賛同すべきである。

- ① 本公開買付けについて買付予定数の上限のない公開買付けとすること（又は、買付予定数の上限及び下限のない公開買付け（「第2回公開買付け」）を本件公開買付けに係る公開買付期間終了日以降適切な期間内に開始すること）
- ② 本公開買付価格（第2回公開買付けが開始する場合には当該公開買付けにおける公開買付価格を含む）を当行取締役会がフィナンシャル・アドバイザーの価値算定結果等に照らし当行の本源的価値を反映した価格であると評価・判断できる水準まで引き上げること

また、現状のままでは、本公開買付けは、当行の企業価値ないし株主の皆様の共同の利益の最大化を妨げるものと判断せざるをえないため、株主意思確認総会としての臨時株主総会の招集をすべきである。但し、賛同要件がいずれも満たされたと当行が考える場合には、臨時株主総会の招集については、撤回すべきである。

上記のほか、SBIHDらとの協議の結果、賛同要件の一部の充足、又は賛同要件とは異なる当行取締役会が合理的と認める条件が充足されることにより、当行の企業価値ないし株主の皆様の共同の利益の最大化を妨げることにしないと認められる場合には、本公開買付けに賛同し、株主意思確認総会の招集も撤回すべきである。

- 検討事項3（「以上の他、独立社外取締役協議会として当行取締役会に対して勧告又は意見すべきと考える事項」）について
上記検討事項1及び2に記載の各事項に加えて特段ない。

本勧告を受けて、本日開催の当行取締役会において、当行の企業価値・株主共同の利益の最大化という観点から慎重に審議を行い、独立社外取締役協議会からの本勧告を最大限尊重した上で、取締役全員の一致により、下記「②意見の理由」に記載された各事項を理由として、本公開買付けに対して反対の意見を表明すること、及び当行の株主の皆様の総体的な意思を確認するための臨時株主総会（すなわち、本プラン上の株主意思確認総会）を開催することを内容とする決議を行いました。

但し、本公開買付けが当行の一般株主の利益となる形で買付け等の条件が変更された場合には、下記「②意見の理由」に記載された反対を基礎づける各事由が相当程度後退することについて当行の取締役全員が共通認識を有するに至りました。すなわち、仮に、本公開買付けの買付予定数の上限が撤廃され、かつ本公開買付価格についても当行の本源的価値を正しく反映したものとなる場合には当行の株主の皆様の利益の観点から、本公開買付けに反対をする必要性が大きく減少するものと考えに至りました。

そこで、当行は、2021年11月19日までに、以下の賛同要件が満たされた場合（具体的には、SBIHDらが賛同要件①及び②の遵守を表明し、当行とSBIHDらが賛同要件①及び②を盛り込んだ覚書を締結した場合）は、本公開買付けに対して反対する理由が特段

見出せないことから、当行は賛同の意見の表明をすることも、取締役全員の一致により、決議いたしました。

<賛同要件>

- ① 本公開買付けについて買付予定数の上限のない公開買付けとすること（又は、買付予定数の上限及び下限のない第2回公開買付けを2022年6月8日（又は、SBIHDらとの協議の上、2022年6月8日以降の日で当行が指定する日）までに開始すること）
- ② 本公開買付価格（第2回公開買付けが開始する場合には当該公開買付けにおける公開買付価格を含む。）を、当行取締役会がフィナンシャル・アドバイザーの価値算定結果等に照らし当行の本源的価値を反映した価格であると評価・判断できる水準まで引き上げること

なお、賛同要件①については、本来ならば、本公開買付けにおける買付予定数の上限が撤廃されることが当行の一般株主の利益のために必要と当行取締役会は考えました。しかし、SBIHDが本公開買付けにおける買付予定数の上限を撤廃するためには、銀行法第52条の17第1項に定める内閣総理大臣の認可が必要となることが考えられ、当該認可を本公開買付けの公開買付期間中に取得することは非常に困難であると考えられます。そこで、当行取締役会は、次善の策として、買付予定数の上限及び下限のない第2回公開買付けが、本公開買付けに係る公開買付期間の最終日である2021年12月8日から6カ月以内（又は、SBIHDらとの協議の上、2022年6月8日以降の日で当行が指定する日まで）に開始されることがSBIHDらにより約束されることで、当行の一般株主に対して広く売却機会を提供することが期待できることから、本公開買付けの買付予定数の上限を撤廃することに代わる条件として、買付予定数の上限及び下限のない第2回公開買付けを2022年6月8日（又は、SBIHDらとの協議の上、2022年6月8日以降の日で当行が指定する日）までに開始することを設けることといたしました。

また、賛同要件②に関連して、本公開買付価格を増額する上で、SBIHDらは当行グループに対してデュー・ディリジェンスを行っていないことを理由として、これを謝絶する可能性があると考えました。そこで、当行は本公開買付価格の増額の検討のために合理的に必要と考えられる資料をSBIHDらの求めに応じて開示することといたします。

なお、上記の賛同要件を充足させることは当行の一般株主の皆様にとって利益となることから、当行は本日以降、SBIHDらに対して当行から協議の申し入れを行う予定です。SBIHDらとの協議の結果、当行取締役会が合理的と認める場合、当行取締役会は賛同要件とは異なる条件で賛同の意見を表明する場合があります。その場合は別途公表いたします。

次に、SBIHDらが本公開買付けの後において当行の実質的支配権の取得するに至った場合にあって、当行の企業価値の向上の観点からは、当行グループの価値観、顧客との関係及び従業員の立場が尊重されること、及び、当行グループの経営に際して当行の一般株主の利益を尊重されることが望ましいと考えるに至りました。そこで、当行取締役会は、以下の2つの事項についても、SBIHDらが遵守いただくことが望ましいと考えるに至りました。

＜当行の企業価値の向上の観点からのSBIHDらへの要望事項＞

- (ア) 当行の顧客と従業員ひとりひとりが、当行グループの価値の源泉であることから、独立した上場会社としての当行グループの価値観、顧客との関係及び従業員の立場を最大限尊重すること
- (イ) 本公開買付けの結果次第によっては、実質的な親子上場となり、利益相反のリスクが払拭しきれないことから、SBIHDら以外の一般株主の利益を尊重すること

なお、上記の要望事項については、以下の各事項について遵守いただくことをSBIHDらが公表した場合には、これを満たしたものと当行取締役会は取り扱うものとします。

- 当行グループの価値観である「多様性の尊重・推進と相互受容（ダイバーシティ＆インクルージョン）」、「女性活躍推進」、「サステナビリティ経営」、「働き方リ・デザイン」などを尊重した経営の遂行をサポートすること（要望事項（ア）関連）
- 上記を担保するため、及び期中における業務遂行の大幅な混乱を避けるため、現業務執行取締役又はグループ従業員から業務執行取締役を合計2名選任すること、並びに独立社外取締役を過半数とし、その選定に現独立社外取締役の意見を適切に反映すること（要望事項（イ）関連）

また、本プランに基づく対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関する、当行の株主の皆様の総体的な意思を確認するための臨時株主総会（すなわち、本プラン上の株主意思確認総会）の開催についても、本公開買付けが当行の一般株主の利益となる形で買付け等の条件が変更された場合には、これを実施することが必須ではなく、株主の皆様のご意思は本公開買付けへの応募の有無によって表されることとする余地もあると当行取締役会は考えるに至りました。そこで、賛同要件①及び②が、株主意思確認総会の開催日の3営業日前（2021年11月19日）までに充足される場合（具体的には、SBIHDらが賛同要件①及び②の遵守を表明し、当行とSBIHDらが賛同要件①及び②を盛り込んだ覚書を締結した場合）、当行は、本プランに基づく対抗措置としての新株予約権の無償割当てを行わないこと、及びそれに伴い株主意思確認総会の開催を中止することとします。なお、SBIHDらとの協議の結果、当行取締役会が合理的と認める場合、当行取締役会は賛同要件とは異なる条件であっても株主意思確認総会の開催を中止する場合があります。その場合は別途公表いたします。

② 意見の理由

当行は、本公開買付けが開始されて以降、本公開買付けの内容を慎重に評価及び検討してまいりました。しかし、以下の理由から、2021年10月21日、当行取締役会において、取締役全員の一致により、本公開買付けに反対する旨を決議しました。

- (ア) 本公開買付けは実質的な支配権の取得を企図していながら買付数に上限のある部分買付けであり、残存株主に不利益が生じるおそれがあること
- (イ) 本公開買付け価格は、プレミアムを加算平均した場合には低水準であり、また当行の本来の価値を反映した価格と考えられないこと

上記各項目に関する具体的な内容は以下のとおりです。

- (ア) 本公開買付けは実質的な支配権の取得を企図していながら買付数に上限のある部分買付けであり、残存株主に不利益が生じるおそれがあること

本公開買付けには買付予定数の上限が定められており、この上限を超える数の株式については、買付けが行われずに、あん分比例の方式により決済が行われることとなります。よって、本公開買付けの後においても、当行の株主の皆様は、一定数、当行の株主であり続けることが予定されており、残置された当行の株主の皆様は当行の実質的な支配権を獲得したSBIHDらの経営による不確実性を受け入れざるを得なくなります。ここで、本公開買付け届出書によれば、SBIHDらが、買付数を最大で58,211,300株（所有割合：27.68％）に設定したことの理由は、銀行持株会社となることについての銀行法第52条の17第1項に定める内閣総理大臣の認可（以下「銀行持株会社認可」といいます。）を含む各種法令上の許可等の取得が必要となりうることを挙げていますが、これはSBIHDらが銀行持株会社には保有が許されない子会社（バイオ関連・不動産関連等）を保有していることから、銀行持株会社認可を取得することに障害があったものと推察されます。しかし、これはもっぱらSBIHDら側の事情に基づくものであり、このような理由をもって、当行の株主の皆様が、当行の実質的な支配権を獲得したSBIHDらの経営による不確実性を甘受する理由にはなりません。

上記の点を措くとしても、以下の各理由から、当行の実質的な支配権を獲得したSBIHDらの経営による少数株主にとっての不確実性は深刻と言えます。

- (a) SBIHDらが提案するシナジーは実現可能性が高くない、又は効果が限定的であること
本公開買付け届出書では、SBIHDらは、リテール口座等の各分野においてシナジーが期待できるとしています。これに対して、当行は2021年9月17日付の意見表明報告書において、主に以下の問題意識に基づいた質問を提示しました。
 - i. 顧客ニーズは顧客セグメント毎に大きく異なるが、当行とSBIHDらの各事業の顧客セグメントは真に補完的で、価値共創が可能か。補完性がないのであれば、シナジーによる収益貢献は限定的となり、当行の一般株主にとってのメリットは大きくない。

- ii. 本公開買付けの買付予定数の上限を所有割合にして27.68%とする場合、SBIHDらも認めているように、機関銀行化の回避、また当行の一般株主の利益を保護する観点から、SBIHDらと当行との間の利益相反取引の排除及びアームズ・レングス・ルールの徹底が、より一層必要となる。アームズ・レングスを確保し、利益相反を排除した上で、当行の一般株主にとってメリットのある取引がSBIHDらとの間でどの程度実施することが可能であり、それにより当行の一般株主はどの程度のメリットを得られるか。
- iii. 優越的地位の濫用を排除した上で、当行の顧客をSBIHDらに送客することがどの程度可能であり、それにより当行の一般株主はどの程度のメリットを得られるか。

本対質問回答報告書にて、SBIHDらによってなされたシナジーに関する回答は、具体性及び説得性のあるものではありませんでした。そのため、SBIHDらが掲げるいずれのシナジーも、実現可能性が高くない、又は効果が限定的である可能性が高いと当行は判断しております。

例えば、SBIHDらは、口座同時開設及び預金連携によって当行への送客が可能となる旨の主張をされていますが、SBIHDらの既存の680万口座については、既に住信SBIネット銀行株式会社との連携が行われているものと理解しており、これらの口座の連携先を住信SBIネット銀行株式会社から当行に切り替えることは、特に、2021年10月8日付で住信SBIネット銀行株式会社が上場申請を行っており、上場により不特定多数の株主が利害を有するに至ることを考えれば現実的ではないと思われます。したがって、口座開設での既存顧客の当行への送客は期待できないと考えられます。また、新規顧客であっても、既に提携関係を構築している住信SBIネット銀行株式会社ではなく、当行に誘導するような体制を構築することは、現実的ではないと当行は判断しています。

- (b) SBIHDらが当行の実質的支配権を獲得した場合のディス・シナジーのリスク及び一般株主との利益相反への懸念が払拭できないこと

当行の現状の株主構成及び過去における概ね9割前後の議決権行使比率に鑑みますと、本公開買付けの結果によっては、SBIHDらは実質的に当行の経営を支配することが可能であると考えられます。これに対しSBIHDらは、過半数の独立社外取締役及び特別委員会によって利益相反を排除することが可能としています。社外取締役の具体名は開示されておらず、また、市場価格の存在しない取引については特別委員会による精査は牽制として不十分となるおそれがあります。

本公開買付け届出書にて明示された取締役候補3名の方々におかれましても、フルレンジの商業銀行業務及び各種ノンバンク業務を中心に構成される当行グループの経営を担うには業務経験が十分ではないように見受けられる方もおられ、現在の当行の経営陣と比べた場合、不安があります。また、その経歴から、SBIHDの代表者の側近と評価される方も含まれており、一般株主とSBIHDらの利益が対立する場合において、一般株主の利益を犠牲

にする判断を事実上せざるを得ないのではないかと疑問を感じる面もあり、独立性が十分に担保された人選となるか不透明であると当行は考えています。

よって、SBIHDらが当行の経営を支配することで、いわゆるディス・シナジーのリスクや一般株主利益の毀損が発生するおそれは払拭しきれていないと当行は考えております。例としては以下が挙げられます。

1. 金融商品仲介業務における業務提携に関する問題点

SBIHDらは、当行とマネックス証券株式会社との間の金融商品仲介業務における業務提携に関し、本対質問回答報告書にて、SBI証券株式会社を業務提携先として選定する方が、「メリットがあることは明らか」と考えている旨回答しています。当行がマネックス証券株式会社を証券業務分野における包括業務提携の相手方として選択したのは、当時、公正な入札形式の中で最も経済条件が良く、定性的にも当行のニーズに沿っていたことが主たる理由です。したがって、経済条件を中心とした諸条件を含み、当行株主にとって最適となる条件であればメリットがありえますが、本対質問回答報告書からはこの点が読み取れません。

2. SBIHDらの関係先への融資・出資や高リスク案件への相乗りリスク

SBIソーシャルレンディング株式会社に係る不祥事においては、100億円を超える資金の流れが未だ解明されていないものと当行は認識しております。これについて、SBIHDらの本対質問回答報告書によれば「内部管理強化」を行っているとのことですが、その説明は抽象論の域を超えるものではないと当行は考えています。またSBIHDから資金提供を受けているTHEグローバル社に対して、SBIHDらの提携地方金融機関から「側面支援」がなされているとの記事に関する質問については、提携地方金融機関への「働きかけはしない」との回答でしたが、出資先である地方銀行におけるSBIグループへの「配慮」や「インセンティブ」の有無については、明確に否定いただけておりません。

但し、本(b)に関しては、当行は、その解消に向けSBIHDらと協議を行うことにより、低減することが可能と考えております。

(イ) 本公開買付価格は、プレミアムを加重平均した場合には低水準であり、また当行の本源的価値を反映した価格と考えられないこと

(a) 実質的に当行の経営を支配することが可能な数量を買付予定数の上限として設定しつつも、それに伴うコントロール・プレミアムを含む価格として十分とはいえないこと

本公開買付価格は、直近の当行の株式の市場価格に対して一定のプレミアム（本公開買付けの公表日の前取引日である2021年9月8日の東京証券取引所市場第一部における当行株式の終値1,453円に対して約37.65%）が付された価格とのことですが、本公開買付けには買付予定数の上限が定められており、その買付数は最大で58,211,300株（所有割合：27.68%）にとどまります。よって、この買付予定数の上限を超える数の

株式については、買付けが行われずに、あん分比例の方式により決済が行われることになりますので、当行の株主の皆様が保有される全ての株式について、プレミアムでの売却が保証されているわけではありません。当行の試算では、SBIHDらの最大買付数（所有割合：約27.68%）に対する約37.65%のプレミアムは、SBIHDら以外の当行株主にとっての本公開買付価格に対する実質的なプレミアムに換算すると約13%に留まることとなります。なお、この実質的なプレミアムは本公開買付けの公表日の前取引日である2021年9月8日を基準日とした1ヶ月平均との比較では約14%、3ヶ月平均との比較では約13%、6ヶ月平均との比較では約9%に留まっております（注）。

（注）同段落に記載する実質的なプレミアムは、本公開買付価格2,000円に対する各プレミアム（2021年9月8日の終値を基準日とした比較では37.65%、2021年9月8日を基準日とした1ヶ月平均との比較では約41.25%、3ヶ月平均との比較では約36.95%、6ヶ月平均との比較では約25.71%）に、SBIHDらの買付予定数の上限である所有割合27.68%を乗じた数を、SBIHDらを除く当行の株主の当行株式の所有割合79.68%で除して算出しております。

ここで、当行の現状の株主構成及び過去における概ね9割前後の議決権行使比率に鑑みますと、SBIHDらは当行の総株主の議決権のうち過半数を取得しなくとも、本公開買付けの買付予定数の上限である48%の所有割合に相当する株式を保有することをもって、実質的に当行の経営を支配することが可能であると考えられます。現に、本公開買付届出書においてSBIHDらは国際会計基準に従い当行を連結子会社とする目的を表明しています。

このように、当行の実質的支配が可能な数量を買付予定数の上限として設定しており、加重平均されたプレミアムは僅かと言わざるを得ないことから、本公開買付けは、適切なプレミアムを支払うことなく、いわば低額な投資により、当行の実質的支配権の取得を目的とするものであります。

- (b) 本公開買付価格は、当行の経営戦略の着実な遂行を反映した企業価値と比較し低すぎると言わざるを得ないこと

仮に、本公開買付に上限が設けられていなかったとしても、本公開買付価格の2,000円は、当行の一般株主の皆様が享受すべき経済的価値が反映された価格ではないと当行は考えています。当行のフィナンシャル・アドバイザー、及び独立社外取締役協議会専属のフィナンシャル・アドバイザーの合計2社が行った算定結果によれば、本公開買付価格は、配当割引モデル（Dividend Discount Model）分析（金融機関の評価で広く利用され、本源的価値を測ると考えられる代表的な分析手法の一つ）による、下記(i)及び(ii)を反映した価値算定結果の範囲の下限にすら届いておらず、価値算定結果との比較において十分ではない水準となっています。

(i) 当行の直近の業績見込みを反映していないこと

当行は、2019年5月15日付で公表しております中期経営戦略「金融リ・デザイン」（2019年度～2021年度）におきまして、今後3年間の目指すべき方向性を定性的戦略の方向性を重視した普遍的な成長ストーリーとして、当行から株主の皆様にご提案し、現状の延長線上での成長を目指すのではなく、当行が提供する金融サービスの絶え間ない見直し（リ・デザイン）による“非連続”な成長を通じた企業価値向上を目指し、実行してまいりました。

(1) オーガニック成長戦略

(ア) ハイブリッドなビジネスポートフォリオ

- ・銀行機能とノンバンク機能のハイブリッドビジネスモデル
- ・独立性・中立性の高い総合金融グループ特徴あるサービスを提供

(イ) 強みがあり、かつ収益性の高い小口ファイナンスと機関投資家ビジネスにフォーカス

- ・小口ファイナンス（個人ビジネス）：エコシステムの構築と参画、デジタル技術やデータの活用を通じたサービス高度化
- ・機関投資家向けビジネス（法人ビジネス）：オルタナティブ投資に関するワンストップサービスを提供

(ウ) パートナーとの価値共創型ビジネスの進展

- ・グループ外の事業パートナーとの価値共創の取り組みを積極的に進展

(2) 積極的な資本活用：株主還元強化と事業ポートフォリオの構築の両輪

株主還元強化を図りつつ、1株当たりの価値を着実に向上させました。加えて、戦略出資を積極的に実施するとともに、資本効率性を意識したノンコア事業の売却も判断してまいりました。これまでの主な実績は下記のとおりです。

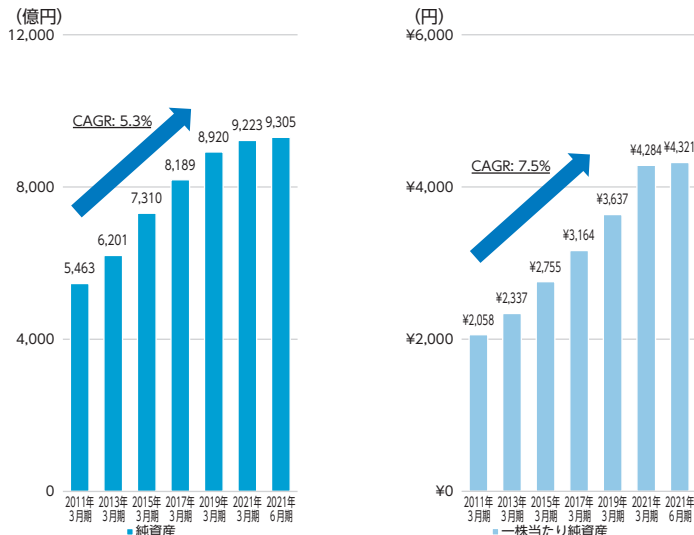
出資・買収：NWB（香港）、MCredit（ベトナム）、Easylend（香港）、UDC（ニュージーランド）、Latitude（豪州）、神鋼リース、Financial Japan等

売却：日盛（台湾）

その性質上、潜在案件についてここで触れることはできませんが、今後も潤沢な資本を活用し、戦略的な投資やパートナーとの資本提携を積極的に追求します。

特に価値共創においては、本公開買付けの成立がパートナーとの連携での障害となる懸念が払拭しきれないと考えております。なお、公的資金については、株主平等原則を前提とし、上記の施策を着実に実行し1株当たり価値を高めることを通じて返済を目指しております。要返済額とされる3,490億円に対し、連結純資産は2011年3月期の5,463億円から、2021年6月期には9,305億円に達し、返済原資の蓄積は順調に進んでおります（図表1参照）。1株当たり純資産についても、これまでの株主還元効果もあり、純資産の積み上げ以上に加速しております（図表1参照）。

図表 1：純資産・1株当たり純資産（BPS）推移（連結）



(注) 純資産及び1株当たり純資産の純資産の額は、純資産の部の合計額より新株予約権及び非支配株主持分（2015年3月期以前は少数株主持分）を控除して算出

新型コロナウイルス感染症の感染拡大及びその終息後においては、ソーシャルディスタンスを意識する期間が当面は継続することが見込まれ、様々な産業におけるサプライチェーンの回復にも時間を要することが考えられます。また全てが元に戻る訳ではなく、消費者のマインドセット・行動変化、分散型社会への移行、デジタル投資の加速、サプライチェーンの見直し、物理的空間利用の見直し、過剰サービスの見直しなど、不可逆的な変化も発生すると認識しています。

中長期的な環境変化としては下記の様に認識しております。

- ・ 情報技術の高度化による市場構造の変化を伴うデジタル化
- ・ 生産年齢人口の減少による労働力不足や長寿化による消費者ニーズの変化
- ・ 価値観の多様化による働き方や消費スタイルの多様化
- ・ 企業の海外進出に伴う対外投資の加速や外国人旅行者・就労者の増加等のヒト・モノ・カネの国際化
- ・ 老朽化対応によるインフラ開発や海外からの資本流入による投資機会の広がり
- ・ 急速な情報技術の高度化によるITリテラシーの格差や都市部への人口集中による地域間格差の深化

以上を踏まえた、業績見込みは以下のとおりです。

(単位：億円、億円未満切捨て)

	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
業務粗利益	2,306	2,340	2,464	2,623
実質業務純益（注）	733	731	861	1,013
親会社株主に帰属する当期純利益	388	322	425	548
営業性資産	77,898	80,064	82,400	84,571

（注）実質業務純益は、一般貸倒引当金繰入前の業務純益

次期中期経営戦略の策定は年度内公表を目指し着手されたところであり、上記の業績見込みは、本公開買付けによる時間的制約の中で策定されたものです。また、新型コロナウイルス感染症への対応という直近2年の平時ではない事業環境及びその影響が暫く継続することを前提として、当行の基本戦略である小口ファイナンス分野での資本・業務提携や海外を中心とした買収戦略等の推進も加味しない抑制的なものです。

上記の業績見込みにおいては、基礎的収益力の底上げと中期経営戦略個別戦略による戦略効果の上積みにより、2024年度の利益水準として約550億円を見込みます。全体観としては以下のとおりとなります。

- ・ 現中期経営戦略期間の後半においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動の低下の影響でトップラインが伸び悩む一方、経費・与信関連費用の抑制などによって一定程度の利益水準を確保してきましたが、現中期経営戦略にて目指していた成長性を実現できておりません。
- ・ 次期中期経営戦略期間においては、既存戦略分野において積極的な投資及び個別戦略により早期に成長軌道に戻すことにより、2024年度の利益水準として約550億円を見込みます。
- ・ 小口ファイナンスにおける残高の反転積上げに伴う初期与信関連費用等の増加や各セグメントの価値共創案件の推進に必要な初期費用の投入により、2022年度の利益回復ペースは落ち込みますが、2024年度の利益水準へ達するための成長基盤を構築いたします。
- ・ なお、当行の基本戦略である小口ファイナンス分野での資本・業務提携や海外を中心とした買収戦略等の推進は、前述のように上記計画には数値として織り込んでおりませんが、一定の自己資本比率（CET1比率10%以上）を維持する前提で、今後もこれまで同様、能動的に取り組む予定であり、この戦略を実現する資本的余力もあります。

本公開買付けは、当行に対して、事前の連絡もないまま一方的に開始されたものであることから、上記の当行の直近の業績見込みに基づくディスカッションを公開買付者との間で行うことも出来ておらず、よって、本公開買付価格においては、当然のことながらそうした見込みに基づく当行の本源的価値を反映しておりません。

- (ii) バーゼルⅢ最終化対応に当たり増加を見込む当行の余剰資本を適正に反映していない可能性があること

当行は、バーゼルⅢ最終化に伴うリスクアセット計測手法の高度化等により、リスクアセットの額が削減され自己資本が増額される見込みです。2021年10月15日時点の試算において、2021年6月末基準日時点でリスクアセット等の額（バーゼルⅢ、国内基準）が約4,906億円削減され、コア資本に係る調整項目の額が減少することで自己資本が16億円増額されると試算しており、これらの影響は国際統一基準でも概ね同程度と考えております。当行としては健全な財務体質を維持しながら事業を継続するのに必要な自己資本比率として普通株等Tier 1比率（国際統一基準）10%を目途としております。当行の本源的価値には、この10%の普通株等Tier 1比率を維持した上で余剰資本が、事業買収などの形で効果的に運用され、又は株主の皆様へ還元されることを通じて株主の皆様へ帰属する価値として反映されるべきである一方で、本公開買付けは当行に対して事前の連絡もないまま一方的に開始されたものであり、当該リスクアセット等の減少及び自己資本の増額に伴う余剰資本の増加額約507億円（2021年6月末基準日ベース）を反映しておらず、当行の本源的価値に適切に織り込まれていないと考えます。

- (iii) 当行における独立したフィナンシャル・アドバイザー、及び独立社外取締役協議会における独立したフィナンシャル・アドバイザーからのInadequacy Opinion Letterの受領

当行は、本公開買付価格である1株当たり2,000円が財務的見地から十分であるか否かの意見を三菱UFJモルガン・スタンレーに対して求めたところ、2021年10月21日付で、三菱UFJモルガン・スタンレーから、本公開買付価格が、当行普通株式の株主（公開買付者ら及びその関係会社を除きます。）にとって財務的見地から十分とは言えない旨の意見（Inadequacy Opinion Letter、以下「Inadequacy Opinion Letter（三菱UFJモルガン・スタンレー）」といいます。）を受領しております。

また、独立社外取締役協議会は、独立社外取締役協議会における独立したフィナンシャル・アドバイザーであるプルータスに対して、本公開買付価格である1株当たり2,000円が財務的見地から十分であるか否かの意見を求めたところ、2021年10月19日付で、プルータスより、本公開買付価格が、当行普通株式の株主（公開買付者ら及びその関係会社を除きます。）にとって財務的見地から十分とは言えない旨の意見（Inadequacy Opinion Letter、以下「Inadequacy Opinion Letter（プルータス）」といいます。）を受領しております。

(ウ) 結論

以上のとおり、当行は、①本公開買付けは実質的な支配権の取得を企図していながら買付数に上限のある部分買付けであり、残存株主に不利益が生じるおそれがあること、及び②本公開買付け価格は、プレミアムを加重平均した場合には低水準であり、また当行の本源的価値を反映した価格と考えられないこと（また、上記①に照らして本公開買付けには強圧性が認められることから）、本公開買付けに対して反対いたします。但し、2021年11月19日までに、賛同要件が満たされた場合（具体的には、SBIHDらが賛同要件①及び②の遵守を表明し、当行とSBIHDらが賛同要件①及び②を盛り込んだ覚書を締結した場合）は、当行は賛同の意見の表明をする所存です。

加えて、当行取締役会は本公開買付けに反対の立場であることから、本プランに基づく対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関して、当行の株主の皆様のご意思を確認するための臨時株主総会（すなわち、本プラン上の株主意思確認総会）を開催することについても決議をしております。なお、株主意思確認総会において、株主の皆様が対抗措置の発動に関する議案を承認されなかった場合には、当行取締役会は、株主の皆様のご意思に従い、対抗措置を発動することはありません。

但し、賛同要件①及び②が、株主意思確認総会の開催日の3営業日前（2021年11月19日）までに充足される場合（具体的には、SBIHDらが賛同要件①及び②の遵守を表明し、当行とSBIHDらが賛同要件①及び②を盛り込んだ覚書を締結した場合）、当行は、本プランに基づく対抗措置としての新株予約権の無償割当てを行わないこと、及びそれに伴い株主意思確認総会の開催を中止することとします。詳細は、下記「6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針」の「(4)株主意思確認総会の開催及び今後の手続等」をご参照ください。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

当行株式は、本日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場されております。

本公開買付け届出書によれば、本公開買付けは、当行株式の上場廃止を企図したものではなく、本公開買付け成立後も引き続き当行株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限（58,211,300株）を設定しているとのことであり、本公開買付け成立後にSBIHDらが所有することとなる当行株式の数は、最大で100,949,100株（所有割合：48.00%）にとどまる予定とのことです。したがって、本公開買付け成立後も、当行株式は、引き続き東京証券取引所市場第一部における上場が維持される予定とのことです（以上、2021年9月10日付公開買付け届出書11頁）。

(4) 本公開買付け成立後の公開買付者による当行の株券等の追加取得の予定

本公開買付け届出書によれば、SBIHDらは、本公開買付けにより、(i)当行をSBIHDの連結子

会社とすること、及び(ii)当行の役員の全部又は一部を変更し、最適な役員体制を実現することを可能にするための議決権を確保することを企図しているとのことであり、本公開買付けによって、公開買付者が、上記(i)及び(ii)の目的を達成するために必要な当行株式を取得できた場合には、SBIHDらは、2021年9月10日現在、本公開買付け成立後に当行の株券等を追加で取得することは予定していないとのことです。

一方、本公開買付けによって、公開買付者が、上記(i)及び(ii)の目的を達成するために必要な当行株式を取得できなかった場合には、SBIHDらは、上記(i)及び(ii)の目的達成に向けて必要な範囲で、市場内取引その他の方法により当行株式を追加で取得することを予定しているとのことです。その手法、条件、実施時期及び適否について本公開買付け成立後の市場株価の動向、当行や当行の他の株主その他の関係者との協議状況、SBIHDらにおける資金調達の可否等を踏まえて決定した上で、取得する方針とのことです（以上、2021年9月10日付公開買付届出書11頁）。

(5) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等

本公開買付けは当行株式の上場廃止を企図したものではなく、またMBOや支配株主による公開買付けでもありません。また、公開買付者の完全親会社であるSBIHDは当行の主要株主であり、かつ筆頭株主ではありますが、本公開買付けは当行に対して、事前の連絡もないまま一方的に開始されたものであることから、特に本公開買付けに関する意見表明の公正性を担保する必要があると判断される事情は本件ではないものと思料されます。

但し、本プランの運用面に関して、独立社外役員が協議にあたり助言を得ることができるよう、当行取締役会から独立した独自の外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）を起用するものとし、かかる助言を得るに際して要した費用は、合理的な範囲で全て当行が負担することとしております。これにより、本プランの運用に際して、独立社外役員が外部専門家からの独立した専門的助言等を受けることができる体制を構築しております。

その上で、当行は、本公開買付けに係る評価・検討過程及び本プランの運用の公正性・客観性を一層高めることを目的として、以下の各種措置を講じております。

(ア) 独立社外取締役5名から構成される独立社外取締役協議会の本勧告の最大限の尊重

当行は、取締役7名中5名が独立社外取締役であり、監査役3名中2名が独立社外監査役であります。したがって、意見表明報告書の提出日である2021年9月17日付で公表しました「SBI地銀ホールディングス株式会社からの当行株式を対象とする公開買付けの開始を受けた、株主意思確認を必須前提とする買収防衛策の導入に関するお知らせ」（以下「本買収防衛プレスリリース」といいます。）に記載しましたとおり、本公開買付けに係る評価・検討、賛否の意見、及び本プランの運用に際しての取締役会による恣意的な判断の防止や公正性・客観性の確保は、このような役員構成により十分に達成でき、取締役会とは独立したいわゆる独立委員会を別途設置する必要はないと考えております。

他方、独立社外役員のみによる協議の機会自体は、全く妨げられるものではありません。

そこで、本公開買付けに係る評価・検討過程及び本プランの運用の公正性・客観性を一層高めることを目的として、当行の独立社外取締役5名は、当行の業務執行を行う経営陣から独立した独立社外取締役である同人ら5名のみをメンバーとし独立社外監査役2名をオブザーバーとする独立社外取締役協議会を組成し、同協議会としても本公開買付けに関する評価・検討を行うことを決定いたしました。これに伴い、同協議会は、本買収防衛プレスリリースに記載しましたとおり、独立社外取締役協議会における協議にあたり独立社外役員が助言を得ることができるよう、当行取締役会とは独立した外部専門家であるフィナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザー（当行取締役会のための外部専門家とは別の外部専門家）を選任することを決定いたしました（詳細は下記(イ)をご参照ください。）。

当行は、独立社外取締役の責務は、会社と経営陣・支配株主等との利益相反を監督し、経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させることであり（コーポレートガバナンス・コード原則4-7(Ⅲ)及び(Ⅳ))、独立社外監査役もまた、一般株主の利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べるなど、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることがその責務（東京証券取引所「独立役員に期待される役割」）であることから、独立社外取締役をメンバーとし、独立社外監査役をオブザーバーとする独立社外取締役協議会の設置により、本公開買付けに係る評価・検討過程及び本プランの運用の公正性・客観性が一層高められるものと考えています。

独立社外取締役協議会がかかる助言を得るに際して要した費用は、合理的な範囲で全て当行が負担するものとします。なお、独立社外取締役協議会は、独立社外取締役協議会向け依頼事項について、評価・検討し、その結果を踏まえ、当行取締役会に勧告又は意見を述べることでされており、この度、当行は、独立社外取締役協議会から2021年10月21日付で本勧告を受けております。本勧告の概要は上記「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)意見の根拠及び理由」の「①意見の根拠」に記載のとおりです。

当行取締役会は、関連情報を慎重に評価・検討を行った上で、独立社外取締役協議会の本勧告を最大限尊重して、本公開買付けに対する賛否及び本プランに規定する対抗措置の是非を評価・検討しております。

(イ) 独立社外取締役協議会における独立した外部専門家からの助言の取得

上記(ア)のとおり、独立社外取締役協議会における協議にあたり独立社外役員が助言を得ることができるよう、同協議会は、公開買付者ら及び当行から独立したフィナンシャル・アドバイザーとしてプルータスを、リーガル・アドバイザーとして桃尾・松尾・難波法律事務所をそれぞれ選任し、その助言（プルータスからのInadequacy Opinion Letter（プルータス）の受領を含みます。）を踏まえて、本公開買付け及び本プランに基づく新株予約権の無償割当てについて慎重に評価及び検討しております。なお、プルータス及び桃尾・松尾・難波法律事務所は、公開買付者ら又は当行との間に重要な利害関係を有しておりません。

(ウ) 当行における独立した外部専門家からの助言の取得

当行は、本公開買付けに係る評価・検討過程及び本プランの運用の公正性・客観性を一層高めることを目的として、公開買付者ら及び当行から独立したフィナンシャル・アドバイザーとして三菱UFJモルガン・スタンレーを、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所をそれぞれ選任し、その助言（三菱UFJモルガン・スタンレーからのInadequacy Opinion Letter（三菱UFJモルガン・スタンレー）の受領を含みます。）を踏まえて、本公開買付け及び本プランに基づく新株予約権の無償割当てについて慎重に評価及び検討しております。なお、三菱UFJモルガン・スタンレー及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所は、公開買付者ら又は当行との間に重要な利害関係を有しておりません。

(エ) 当行における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

当行は、独立社外取締役協議会から受けた本勧告、三菱UFJモルガン・スタンレー及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの当行取締役への助言その他の関連資料を踏まえ、本公開買付け及び本プランに基づく新株予約権の無償割当てについて慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、2021年10月21日開催の当行取締役会において、審議及び決議に参加した当行の取締役の全員一致で、本公開買付けに対して反対の意見を表明することを決議いたしました。当該取締役会には、当行の全ての監査役である監査役3名が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことに異議がない旨の意見を述べております。

4. 公開買付者と自社株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

本買収防衛プレスリリースに記載のとおり、当行は、本公開買付けの公表を受け、2021年9月17日開催の当行取締役会において、当行の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、「当行の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号。以下「本基本方針」といいます。）を決定し、さらに、本基本方針に照らして不適切な者によって当行の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、買収防衛策（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議いたしました。

(1) 本プランの導入の判断に至った経緯及び理由

本公開買付けにおいては、株式の買付予定数に上限が設けられており、応募株式数の合計が

買付予定株式数の上限を超える場合には、超過した当行株式の買付けは行われません。上記「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)意見の根拠及び理由」に記載のとおり、当行は、本公開買付けは、当行の総株主の議決権の過半数を取得することなく投資額を節減し、実質的に当行の経営を支配しようとする提案にほかならないと考えています。

このような手法により当行の実質的な経営権が取得される事態は、当行の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化の観点から重大な問題をはらむものであり、残置された株主の投資は実質的にSBIHDの支配に服し、同社の利益に供されるおそれがあります。さらに、当行は、上場企業として市場経済の発展に寄与すべき責務を負うと同時に、金融サービス業の中核たる銀行（預金又は定期積金の受入れと資金の貸付け等の銀行業を行う会社）として、高い公共性を有し、広く経済・社会に貢献していくという重大な責任を負っている企業であります。SBIHDが当行の議決権の約20%弱を取得した2021年3月下旬以降、当行は、SBIHDから大株主としての意見を伺うべく複数回にわたり会談等を申し入れて来ましたが、しかし、SBIHDからは、特に伝えることは無い、あるいは近々連絡するといった回答があったのみで、会談等の申し入れは応諾されず、SBIHDと当行経営陣との間で当行の経営のあり方等をめぐる協議は全くなされておりました。そうした状況の中、本公開買付けは当行へ何らの予告も説明も協議も無く突然開始されたものであります。当行はフルサービスの銀行業を営むものであり、当行の事業の公共性に鑑みても、当行経営のあり方や当行を支配しうる大株主のあり方については、予め当行と買収者との間で慎重かつ十分な検討と協議がなされるべきであるところ、このように一方的に開始された本公開買付けにより支配的な株主の異動が生ずることとなれば、当行経営の継続性が失われ当行経営に深刻な混乱が生じる可能性が高く、その結果として当行事業の公共性に悪影響が及び、広く経済・社会に貢献していくという当行の重大な責任を果たすことができなくなるおそれがあり、ひいては当行の企業価値ないし株主の皆様の共同の利益が害されるおそれもあります。

かかる認識の下、SBIHDらによる本公開買付けの公表を受け、当行取締役会は、当行の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を妨げる事態が生じないよう、本公開買付けを含む大量買付行為（本買収防衛プレスリリースにて定義されます。）が当行の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼしうるかについて、株主の皆様が適切にご判断を下すための情報と熟慮のための時間を確保するため、かかる大量買付行為は、当行取締役会の定める一定の手續に基づいてなされる必要があるとの結論に至りました。

その結果、当行取締役会は、2021年9月17日開催の当行取締役会において、当行の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、本基本方針を決定すること及び本プランを導入することを決議いたしました。

(2) 当行からの要請に基づく公開買付者による公開買付期間の延長の実施

当行は、本公開買付けに係る公開買付期間が30営業日と設定されていたところ、本プラン上の株主意思確認総会の開催を仮に行うこととした場合において、この30営業日の期間中に当該株主総会を開催することができない可能性があると考えました。そのため、当行は、本プラン

上の株主意思確認総会の開催の確実を期するため、SBIHDらに対して、2021年9月17日付の書簡において、2021年9月30日の正午を期限として、公開買付け期間の終了日を2021年12月8日（水曜日）（法令上認められる最長の公開買付け期間である60営業日にあたる日）まで延長することを内容とする公開買付け届出書の訂正届出書を提出することを要請しておりました。なお、仮に、SBIHDらが当行からの要請に応じない場合、株主意思確認総会を開催する以前において公開買付けによる買付けを実行しようとする可能性があるため、当行取締役会は、当行株式1株につき1個の割合でなされる差別的行使条件等及び取得条項等が付された新株予約権（以下「甲種新株予約権」といいます。）の無償割当て（以下「本暫定措置」といいます。）のみを先行して暫定的に実施した上で、株主意思確認総会を開催し、株主の皆様のご意思を確認することとしていました。

その後、公開買付者は、当行からの要請に応じ、2021年9月30日に公開買付け期間の終了日を2021年12月8日（水曜日）とする延長を行いました。そのため、当行は、2021年10月13日（水曜日）を基準日とする本暫定措置としての甲種新株予約権の無償割当てを行わないこととし、本対質問回答報告書の内容その他の関連情報を併せて慎重に評価・検討を行った上で、本公開買付けに対する当行の賛否の意見を最終決定の上、表明することとしておりました。

(3) 新株予約権の無償割当てに関する意思確認のための株主意思確認総会の開催の決定に至った経緯及び理由

上記「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)意見の根拠及び理由」に記載のとおり、当行は、本公開買付けが開始されて以降、本公開買付けの内容を慎重に評価及び検討してまいりました。その後、当行は、2021年10月21日、当行取締役会において、取締役全員の一致により、本公開買付けに反対する旨を決議しました。但し、2021年11月19日までに、以下の賛同要件が満たされた場合（具体的には、SBIHDらが賛同要件①及び②の遵守を表明し、当行とSBIHDらが賛同要件①及び②を盛り込んだ覚書を締結した場合）は、当行は賛同の意見の表明をする所存です。

<賛同要件>

- ① 本公開買付けについて買付予定数の上限のない公開買付けとすること（又は、買付予定数の上限及び下限のない第2回公開買付けを2022年6月8日（又は、SBIHDらとの協議の上、2022年6月8日以降の日で当行が指定する日）までに開始すること）
- ② 本公開買付け価格（第2回公開買付けが開始する場合には当該公開買付けにおける公開買付け価格を含む。）を、当行取締役会がフィナンシャル・アドバイザーの価値算定結果等に照らし当行の本源価値を反映した価格であると評価・判断できる水準まで引き上げること

加えて、当行取締役会は本公開買付けに反対の立場であることから、本プランに基づく対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関して、当行の株主の皆様の総体的な意思を確認するための臨時株主総会（すなわち、本プラン上の株主意思確認総会）を開催することについても

決議をしております。但し、賛同要件①及び②が、株主意思確認総会の開催日の3営業日前（2021年11月19日）までに充足される場合（具体的には、SBIHDらが賛同要件①及び②の遵守を表明し、当行とSBIHDらが賛同要件①及び②を盛り込んだ覚書を締結した場合）、当行は、本プランに基づく対抗措置としての新株予約権の無償割当てを行わないこと、及びそれに伴い株主意思確認総会の開催を中止することとします。

(4) 株主意思確認総会の開催及び今後の手続等

本プラン上、仮に、当行取締役会が本公開買付けに反対であり、これに対して対抗措置を発動すべきであると考える場合には、株主総会を開催することを取締役会評価期間（本買収防衛プレスリリースにて定義されます。）内に決定し、当該決定後速やかに株主総会を開催することになっています（以下「株主意思確認総会」といいます。）。

上記「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、当行取締役会は本公開買付けに対して反対の意見を表明することとし、また、本プランに基づく対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関して、当行の株主の皆様の総体的な意思を確認するための臨時株主総会（すなわち、本プラン上の株主意思確認総会）を開催することについても決議いたしましたので、株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案に対する賛否を求める形式により、本公開買付けがなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認します。但し、賛同要件①及び②が、株主意思確認総会の開催日の3営業日前（2021年11月19日）までに充足される場合（具体的には、SBIHDらが賛同要件①及び②の遵守を表明し、当行とSBIHDらが賛同要件①及び②を盛り込んだ覚書を締結した場合）、当行は、本プランに基づく対抗措置としての新株予約権の無償割当てを行わないこと、及びそれに伴い株主意思確認総会の開催を中止することとします。本プランに基づく対抗措置の発動が行われないこととなった場合、株主の皆様のご意思は本公開買付けへの応募の有無によって表されることとなります。

株主意思確認総会において、株主の皆様が、当行取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案が普通決議（出席株主の議決権の過半数で決議し、定足数を設けません。）をもって承認され、かつ、本公開買付けが中止又は撤回されない場合には、当行取締役会は、かかる株主の皆様のご意思に従い、対抗措置（(a)甲種新株予約権の無償株主割当て、及び(b)それに続いて、当行株式を対価として非適格者（本買収防衛プレスリリースにて定義されます。）以外の保有者から当該新株予約権を強制取得することにより、大量買付者の保有する当行の議決権を希釈化すること）を発動します。これに対し、株主意思確認総会において株主の皆様が対抗措置の発動に関する議案を承認されなかった場合には、当行取締役会は、株主の皆様のご意思に従い、対抗措置を発動しません。

株主意思確認総会としての当行の臨時株主総会における開催日時及び開催場所、付議議案の概要につきましては、当行の本日付の「SBI地銀ホールディングス株式会社からの当行株式を対象とする公開買付けに関する臨時株主総会の開催に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、株主意思確認総会については、本プランに基づく対抗措置としての甲種新株予約権の

無償株主割当てに関する承認議案の付議を予定しておりますが、当該議案の決議要件を普通決議（出席株主の議決権の過半数で可決するものとし、定足数は設けません。）とすることを予定しております。決議要件を普通決議とする予定である理由は、以下のとおりです。

- (i) 会社法上、新株予約権の無償割当てに株主総会の特別決議を要するものとはされていないこと
- (ii) 支配株主の異動をもたらす募集株式の発行等の場面において、株主総会決議が必要となる場合にも、その決議要件は普通決議とされていることから（会社法第206条の2第5項）、同様に、株式の買集めによる支配権取得においても、株主総会の普通決議によって株主の皆様の意思を問うのが合理的であること
- (iii) 株主総会における賛成が過半数を超える場合に、当該過半数の意思を考慮しない実質的根拠がないこと
- (iv) 本プランと同種の買収防衛策に基づく新株予約権の無償割当てについて争われた富士興産新株予約権無償割当差止仮処分申立事件において、東京地方裁判所の決定（東京地決令和3年6月23日）及び東京高等裁判所の決定（東京高決令和3年8月10日）のいずれも、買収防衛策に基づく新株予約権の株主無償割当ての審議に係る株主総会における決議要件として、特別決議が必要であるとはしていないこと

また、当行としましては、上記株主意思確認総会においては、公開買付者らによる議決権の行使についても、これを受け付ける予定です。

7. 公開買付者に対する質問
該当事項はありません。

8. 公開買付期間の延長請求
該当事項はありません。

以上

(別紙3)

甲種新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称
甲種新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の数
基準日（第5項で定められる。以下同じ。）における当行の最終の発行済株式の総数（但し、当行が有する当行株式の数を控除する。）とする。
3. 割当方法
株主割当ての方法による。基準日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その有する当行株式1株につき、1個の割合をもって、本新株予約権を割り当てる。但し、当行が有する当行株式については、本新株予約権を割り当てない。
4. 本新株予約権の払込金額
無償
5. 基準日
2021年12月8日
6. 本新株予約権の割当てが効力を発生する日
2021年12月15日
7. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法
 - (1) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類は、当行普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は、0.8株とする。但し、本新株予約権の保有者が取得する株式の数に1株未満の端数が生じる場合は、当該端数についてはこれを切り捨てるものとする。
 - (3) 基準日以後、当行が株式の分割又は併合を行う場合には、割当株式数は、以下の算式に従い調整されるものとする。但し、当該調整は、本新株予約権のうち、当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整後の割当株式数に基づき本新株予約権の保有者が取得する株式の数に1株未満の端数が生じる場合は、当該端数についてはこれを切り捨てるものとする。

調整後の割当株式数＝調整前の割当株式数×株式の分割又は併合の割合

その他、目的である株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、当行は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

8. 本新株予約権の行使期間

2022年3月1日から2022年9月30日までとする。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（下記(2)で定義される。）に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当行普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、1円とする。

10. 本新株予約権の行使の条件

- (1) 非適格者（以下に定義される。）が保有する本新株予約権（実質的に保有するものを含む。）は、行使することができないものとする。

「非適格者」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

- ① 大量買付者等（以下に定義される。）
- ② 大量買付者等の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項）
- ③ 大量買付者等の共同保有者が特別資本関係（金融商品取引法施行令第9条第1項第2号）を有する者（当該者が特別資本関係を有する者を含み、以下同様とする）
- ④ 大量買付者等の特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項）
- ⑤ 大量買付者等の特別関係者が特別資本関係を有する者（当該者が特別資本関係を有する者を含み、以下同様とする）
- ⑥ 当行取締役会が以下のいずれかに該当すると合理的に認定した者
 - (a) 上記①から本⑥までに該当する者から当行の承認なく本新株予約権を譲り受け又は承継した者
 - (b) 上記①から本⑥までに該当する者の関係者（以下に定義される。）

なお、本発行要項の当初策定時点において当行取締役会が非適格者として認定している者は、以下を含む（但し、これに限られない）。

SBIホールディングス株式会社

SBI地銀ホールディングス株式会社

SBIファイナンシャルサービス株式会社

株式会社SBI証券

SBIリクイディティ・マーケット株式会社
SBI FXトレード株式会社
SBI VCトレード株式会社
SBIベネフィット・システムズ株式会社
SBIマネープラザ株式会社
株式会社SBI BITS
SBIプライム証券株式会社
株式会社SBIネオトレード証券
株式会社SBIネオモバイル証券
ジャパンネクスト証券株式会社
SBIインシュアランスグループ株式会社
SBI生命保険株式会社
SBI損害保険株式会社
SBIいきいき少額短期保険
SBIリスタ少額短期保険株式会社
SBI日本少額短期保険株式会社
SBIプリズム少額短期保険株式会社
SBI FinTech Solutions株式会社
SBIレミット株式会社
SBIビジネス・ソリューションズ株式会社
SBIネオファイナンシャルサービシーズ株式会社
SBI AntWorks Asia株式会社
SBI PayKey Asia株式会社
SBI Ripple Asia株式会社
SBIクリアリング信託株式会社
SBIアートオークション株式会社
SBIインシュアランスラボ株式会社
SBIエステートマネジメント株式会社
SBIオートサポート株式会社
SBIソーシャルレンディング株式会社
SBIビジネス・イノベーター株式会社
SBIキャピタルマネジメント株式会社
SBIインベストメント株式会社
SBI Investment KOREA Co., Ltd.
SBI Ven Capital Pte. Ltd.
SBI Bank LLC

SBI LYHOUR BANK PLC.
SBIタイオンライン証券
SBI Royal Securities Plc.
SBIグローバルアセットマネジメント株式会社
モーニングスター株式会社
SBIアセットマネジメント株式会社
モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社
SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社
SBI地方創生アセットマネジメント株式会社
SBI FinTech Incubation株式会社
SBIエステートファイナンス株式会社
SBIギャランティ株式会社
SBIリーシングサービス株式会社
SBI Hong Kong Holdings Co., Limited
SBI VEN HOLDINGS PTE. LTD.
株式会社SBI貯蓄銀行
地方創生パートナーズ株式会社
SBIイノベーションファンド 1号
FinTechビジネスイノベーション投資事業有限責任組合
SBI AI&Blockchain投資事業有限責任組合
SBI地域銀行価値創造ファンド
SBI Platform Service投資事業有限責任会社
SBI 4&5投資事業有限責任組合
SBI ALApharma Co., Limited
SBIファーマ株式会社
SBIアラプロモ株式会社
SBIバイオテック株式会社
Quark Pharmaceuticals Inc.
住信SBIネット銀行株式会社
SBI Africa株式会社
SBI e-Sports株式会社
SBI R3 Japan 株式会社
SBIウェルネスバンク株式会社
SBIエナジー株式会社
SBIセキュリティ・ソリューションズ株式会社
SBIデジタルアセットホールディングス株式会社

SBIデジトラスト株式会社

森田俊平氏

川島克哉氏

光延（入戸野）真弓氏

嶋井謙介氏

望月明美氏

北尾吉孝氏

中川隆氏

高村正人氏

山田真幸氏

日下部聡恵氏

吉田正樹氏

佐藤輝英氏

竹中平蔵氏

鈴木康弘氏

伊藤博氏

竹内香苗氏

福田淳一氏

末松広行氏

藤井厚司氏

市川亨氏

多田稔氏

関口泰央氏

「大量買付者等」とは、大量買付者（以下に定義される。）及び大量買付者の支配株主等（金融商品取引法施行令第14条の7第1項第2号）をいう。

「大量買付者」とは、大量買付行為（以下に定義される。）を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者をいう。

「大量買付行為」とは、以下のいずれかに該当する行為をいう（但し、いずれも事前に当行取締役会が同意したものを除く。）。

- ① 特定株主グループ（以下に定義される。）の議決権割合（以下に定義される。）を20%以上とすることを目的とする当行株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の買付行為（当該行為より前に、既に特定株主グループの議決権割合が20%以上であった場合における当該特定株主グループによる買付行為を含む。市場取引、公開

買付けその他具体的な買付方法の如何を問わない。以下同じ。)

- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当行株券等の買付行為
- ③ 上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当行の特定株主グループが、当行の他の株主（複数である場合を含む。以下本③において同じ。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立するあらゆる行為（但し、当行が発行者である株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の議決権割合の合計が20%以上となるような場合に限る。）

なお、本③所定の行為がなされたか否かの判断は、当行取締役会が合理的に判断するものとする。当行取締役会は、本③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当行の株主に対して必要な情報の提供を求めることがある。

また、「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当行株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループ及び当該他の株主が当行に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとする。

「特定株主グループ」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

- ① 当行の株券等の保有者（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）
- ② 当行の株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含む。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。）
- ③ 上記①又は②の者の関係者

「議決権割合」とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、以下のいずれかをいう。

- ① 特定株主グループが当行の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいう。）も計算上考慮され

るものとする。但し、同項にいう「当該発行者の発行済株式の総数」（株券等保有割合の計算にあたっての除数）は、「当該発行者の発行済株式の総数（当該発行者が自己株式として保有する株式を除く）」と読み替える。）

- ② 特定株主グループが当行の株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。）の合計をいう。

なお、株券等保有割合又は株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（金融商品取引法第27条の2第4項に規定するものをいう。）、発行者が保有する自己株式の数、及び総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいう。）は、当行の有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとする。

当該者の「関係者」とは、当該者との間にファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当行取締役会が合理的に認めた者を合わせたグループをいう。組合その他のファンドに係る「関係者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案される。

なお、金融商品取引法に改正（法令等の名称の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含む。以下同じ。）があり、これが施行された場合には、上記で引用する金融商品取引法の各条項は、当行取締役会が別途定める場合を除き、該当する各条項を実質的に継承する当該改正後の各条項にそれぞれ読み替えられるものとする。

- (2) 本新株予約権の保有者は、当行に対し、上記(1)の非適格者に該当しないこと（第三者のために行行使する場合には当該第三者が上記(1)の非適格者に該当しないことを含む。）についての表明・保証条項、補償条項その他当行が定める事項を記載した書面、合理的範囲内で当行が求める条件充足を示す資料及び法令等により必要とされる書面を提出した場合、その他非適格者に該当しないと当行が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。
- (3) 適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による本新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件が全て履行又は充足されていると当行が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。なお、当行が上記手続及び条

件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することができる場合であっても、当行としてこれを履行又は充足する義務を負うものではない。

(4) 上記(3)の条件の充足の確認は、上記(2)に定める手続に準じた手続で当行取締役会が定めるところによるものとする。

(5) 各本新株予約権の一部行使は、できないものとする。

11. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当行取締役会の承認を要するものとする。

12. 本新株予約権の取得

(1) 当行は、2021年12月15日以降に当行取締役会が決議した場合は、当行取締役会で定める取得日に、全ての、当該取得日時点で未行使であり、第10項(1)及び(2)の規定に従い行使可能な本新株予約権（下記(2)において「行使適格本新株予約権」という。）につき、取得に係る本新株予約権の数に、当該取得日時点における割当株式数を乗じた数の当行普通株式を対価として、本新株予約権の保有者（当行を除く。）の保有する本新株予約権を取得することができる。但し、本新株予約権の保有者が取得する株式の数に1株未満の端数が生じる場合は、当該端数についてはこれを切り捨ててのものとする。

(2) 当行は、2021年12月15日以降に当行取締役会が決議した場合は、当行取締役会で定める取得日に、当該取得日時点で未行使の本新株予約権であって、行使適格本新株予約権以外のものについて、取得に係る本新株予約権の数と同数の当行新株予約権であって、非適格者による行使に一定の制約が付されたもの（別紙の内容の乙種新株予約権をいう。）を対価として、本新株予約権の保有者（当行を除く。）の保有する本新株予約権を取得することができる。

(3) 当行は、2022年2月28日までの間はいつでも、当行が本新株予約権を取得することが適切であると当行取締役会が認める場合には、当行取締役会が別途定める日（但し、2022年1月31日を超えないものとする。）の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(4) 上記(1)及び(2)に基づく本新株予約権の取得に関する条件充足に関しては、第10項(2)に定める手続に準じた手続として当行取締役会が定めるところにより確認するものとする。

13. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

14. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第8項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第16項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、上記(1)の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第17項に定める払込取扱場所の当行が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第16項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が上記(2)に定める口座に入金された日に発生する。

15. 新株予約権証券の不発行

当行は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

16. 行使請求受付場所

当行グループ経営企画部

17. 払込取扱場所

三井住友信託銀行株式会社

18. その他

上記に定めるもののほか、本新株予約権発行に関し必要な事項の決定その他一切の行為について当行代表取締役社長に一任する。

(甲種新株予約権の発行要項の別紙) 乙種新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

乙種新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

(1) 本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の種類は、当行普通株式とする。

(2) 本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は、0.8株とする。但し、本新株予約権の保有者が取得する株式の数に 1 株未満の端数が生じる場合は、当該端数についてはこれを切り捨てるものとする。

(3) 当行が株式の分割又は併合を行う場合には、割当株式数は、以下の算式に従い調整されるものとする。但し、当該調整は、本新株予約権のうち、当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整後の割当株式数に基づき本新株予約権の保有者が取得する株式の数に 1 株未満の端数が生じる場合は、当該端数についてはこれを切り捨てるものとする。

調整後の割当株式数＝調整前の割当株式数×株式の分割又は併合の割合

その他、目的である株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、当行は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

3. 本新株予約権の行使期間

2022年 3 月 1 日から2037年 2 月28日までとする。

4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（下記(2)で定義される。）に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当行普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、1 円とする。

5. 本新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の保有者は、次の条件を満たさない場合（第三者のために行使する場合には当該第三者が次の条件を満たさない場合を含む。）には、本新株予約権を行使することができないものとする。

- (x) 本新株予約権の保有者が大量買付行為（以下に定義される。）を継続しておらず、かつ、その後も大量買付行為を実施しないことを誓約した場合であって、かつ
- (y) 本新株予約権の保有者の議決権割合（以下に定義される。また、その計算に当たっては本新株予約権の保有者やその共同保有者又は特別関係者以外の非適格者（以下に定義される。）についても当該本新株予約権の保有者の共同保有者又は特別関係者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定する。）として当行取締役会が認めた割合が20.5%を下回っている場合（この場合、当該本新株予約権の保有者その他の非適格者は、本新株予約権につき、行使後の議決権割合として当行取締役会が認める割合が20.5%を下回る割合の範囲内でのみ行使することができるものとする）。

「非適格者」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

- ① 本新株予約権の保有者
- ② 本新株予約権の保有者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項）
- ③ 本新株予約権の保有者の共同保有者が特別資本関係（金融商品取引法施行令第9条第1項第2号）を有する者（当該者が特別資本関係を有する者を含み、以下同様とする）
- ④ 本新株予約権の保有者の特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項）
- ⑤ 本新株予約権の保有者の特別関係者が特別資本関係を有する者（当該者が特別資本関係を有する者を含み、以下同様とする）
- ⑥ 当行取締役会が以下のいずれかに該当すると合理的に認定した者
 - (a) 上記①から本⑥までに該当する者から当行の承認なく本新株予約権を譲り受け又は承継した者
 - (b) 上記①から本⑥までに該当する者の関係者（以下に定義される。）

なお、本発行要項の当初策定時点において当行取締役会が非適格者として認定している者は、以下を含む（但し、これに限られない）。

SBIホールディングス株式会社
SBI地銀ホールディングス株式会社
SBIファイナンシャルサービス株式会社
株式会社SBI証券
SBIリクイディティ・マーケット株式会社
SBI FXトレード株式会社
SBI VCトレード株式会社
SBIベネフィット・システムズ株式会社
SBIマネープラザ株式会社
株式会社SBI BITS

SBIプライム証券株式会社
株式会社SBIネオトレード証券
株式会社SBIネオモバイル証券
ジャパンネクスト証券株式会社
SBIインシュアランスグループ株式会社
SBI生命保険株式会社
SBI損害保険株式会社
SBIいきいき少額短期保険
SBIリスタ少額短期保険株式会社
SBI日本少額短期保険株式会社
SBIプリズム少額短期保険株式会社
SBI FinTech Solutions株式会社
SBIレミット株式会社
SBIビジネス・ソリューションズ株式会社
SBIネオファイナンシャルサービスズ株式会社
SBI AntWorks Asia株式会社
SBI PayKey Asia株式会社
SBI Ripple Asia株式会社
SBIクリアリング信託株式会社
SBIアートオークション株式会社
SBIインシュアランスラボ株式会社
SBIエステートマネジメント株式会社
SBIオートサポート株式会社
SBIソーシャルレンディング株式会社
SBIビジネス・イノベーター株式会社
SBIキャピタルマネジメント株式会社
SBIインベストメント株式会社
SBI Investment KOREA Co., Ltd.
SBI Ven Capital Pte. Ltd.
SBI Bank LLC
SBI LYHOUR BANK PLC.
SBIタイオンライン証券
SBI Royal Securities Plc.
SBIグローバルアセットマネジメント株式会社
モーニングスター株式会社
SBIアセットマネジメント株式会社

モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社
SBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社
SBI地方創生アセットマネジメント株式会社
SBI FinTech Incubation株式会社
SBIエスレートファイナンス株式会社
SBIギャランティ株式会社
SBIリーシングサービス株式会社
SBI Hong Kong Holdings Co., Limited
SBI VEN HOLDINGS PTE. LTD.
株式会社SBI貯蓄銀行
地方創生パートナーズ株式会社
SBIイノベーションファンド1号
FinTechビジネスイノベーション投資事業有限責任組合
SBI AI&Blockchain投資事業有限責任組合
SBI地域銀行価値創造ファンド
SBI Platform Service投資事業有限責任会社
SBI 4&5投資事業有限責任組合
SBI ALApharma Co., Limited
SBIファーマ株式会社
SBIアラプロモ株式会社
SBIバイオテック株式会社
Quark Pharmaceuticals Inc.
住信SBIネット銀行株式会社
SBI Africa株式会社
SBI e-Sports株式会社
SBI R3 Japan 株式会社
SBIウェルネスバンク株式会社
SBIエナジー株式会社
SBIセキュリティ・ソリューションズ株式会社
SBIデジタルアセットホールディングス株式会社
SBIデジトラスト株式会社
森田俊平氏
川島克哉氏
光延（入戸野）真弓氏
嶋井謙介氏
望月明美氏

北尾吉孝氏
中川隆氏
高村正人氏
山田真幸氏
日下部聡恵氏
吉田正樹氏
佐藤輝英氏
竹中平蔵氏
鈴木康弘氏
伊藤博氏
竹内香苗氏
福田淳一氏
末松広行氏
藤井厚司氏
市川亨氏
多田稔氏
関口泰央氏

「大量買付行為」とは、以下のいずれかに該当する行為をいう（但し、いずれも事前に当行取締役会が同意したものを除く。）。

- ① 特定株主グループ（以下に定義される。）の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当行株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の買付行為（当該行為より前に、既に議決権割合が20%以上であった者による買付行為を含む。市場取引、公開買付けその他具体的な買付方法の如何を問わない。以下同じ。）
- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当行株券等の買付行為
- ③ 上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当行の特定株主グループが、当行の他の株主（複数である場合を含む。以下本③において同じ。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立するあらゆる行為（但し、当行が発行者である株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の議決権割合の合計が20%以上となるような場合に限る。）

なお、本③所定の行為がなされたか否かの判断は、当行取締役会が合理的に判断するものとする。当行取締役会は、本③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当行の株主に対して必要な情報の提供を求めることがある。

また、「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当行株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループ及び当該他の株主が当行に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとする。

「特定株主グループ」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

- ① 当行の株券等の保有者（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）
- ② 当行の株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含む。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。）
- ③ 上記①又は②の者の関係者

「議決権割合」とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、以下のいずれかをいう。

- ① 特定株主グループが当行の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいう。）も計算上考慮されるものとする。但し、同項にいう「当該発行者の発行済株式の総数」（株券等保有割合の計算にあたっての除数）は、「当該発行者の発行済株式の総数（当該発行者が自己株式として保有する株式を除く）」と読み替える。）
- ② 特定株主グループが当行の株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。）の合計をいう。

なお、株券等保有割合又は株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（金融商品取引法第27条の23第4項に規定するものをいう。）、発行者が保有する自己株式の数、及び総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいう。）は、当行の有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとする。

当該者の「関係者」とは、当該者との間にファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当行取締役会が合理的に認めた者を合わせたグループをいう。組合その他のファンドに係る「関係者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案される。

なお、金融商品取引法に改正（法令等の名称の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含む。以下同じ。）があり、これが施行された場合には、上記で引用する金融商品取引法の各条項は、当行取締役会が別途定める場合を除き、該当する各条項を実質的に継承する当該改正後の各条項にそれぞれ読み替えられるものとする。

- (2) 本新株予約権の保有者は、当行に対し、上記(1)の条件を充足することについての表明・保証条項、補償条項その他当行が定める事項を記載した書面、合理的範囲内で当行が求める条件充足を示す資料及び法令等により必要とされる書面を提出した場合、その他上記(1)の条件を充足すると当行が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。
- (3) 適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による本新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件が全て履行又は充足されていると当行が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。なお、当行が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することができる場合であっても、当行としてこれを履行又は充足する義務を負うものではない。
- (4) 上記(3)の条件の充足の確認は、上記(2)に定める手続に準じた手続で当行取締役会が定めるところによるものとする。
- (5) 各本新株予約権の一部行使は、できないものとする。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当行取締役会の承認を要するものとする。

7. 本新株予約権の取得

当行は、本新株予約権が交付された日から10年を経過する日以降、11年を経過する日までの間において、当行取締役会で定める取得日に、当該取得日時点で未行使である本新株予約権（但し、行使条件が充足されていないものに限る。）を、当該時点における本新株予約権の公正価額に相当する金銭を対価として取得することができるものとする。

8. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第3項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第11項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、上記(1)の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第12項に定める払込取扱場所の当行が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第11項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が上記(2)に定める口座に入金された日に発生する。

10. 新株予約権証券の不発行

当行は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

11. 行使請求受付場所

当行グループ経営企画部

12. 払込取扱場所

三井住友信託銀行株式会社

13. その他

上記に定めるもののほか、本新株予約権発行に関し必要な事項の決定その他一切の行為について当行代表取締役社長に一任する。

以 上

